
平成26年第8回大和町議会定例会会議録

平成26年9月5日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いんでありますが、皆さんおそろいでありますから、ただいまから本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番堀籠英雄君及び13番高平聡雄君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

皆さん、おはようございます。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1要旨目でございます。指定廃棄物候補地の詳細調査についてでございます。栗原の深山嶽は岩手・宮城内陸地震の崩落地域であり、目の前は崩れた荒砥沢のダム、そして足元には無数の地割れというようなところ、大和町の下原につきましては陸上自衛隊の王城寺原演習場の隣で、沖縄の負担軽減ということで米軍の実弾訓練を受け入れ、そのための騒音、振動の緩衝緑地帯として26世帯が移転した跡地で、移転した住民は住みなれた故郷、ふるさとを苦渋の思いで離れざるを得なかった私たちに対する約束違反だと抗議しており、目的外の使用に当たるのではないか。それから加美町

田代岳についてはダム建設用地として3つの山を削った跡地であり、バケツの底のような狭い更地で、風の通り道でもあり、岩も弱い、弱すぎて工事としては使えないという意味ですけれども、それで面積要件も満たしていない、いずれも、そして3カ所とも水源地帯で不適地なのは明らかで、選びようのない3カ所が候補地であると思われます。

そのために、1件目として、3カ所の候補地全てだめという結論はあり得るのか。

2番目として、詳細調査はほかの選択肢を排除して3カ所の中から1カ所に絞り込むものであり、拒否すべきではないのかということで質問をいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それではただいまのご質問にお答えをしたいと思います。平成26年7月25日に環境省の主催で開催されました市町村長会議で、石原環境大臣から、指定廃棄物最終処分場建設の詳細調査受け入れについては村井知事に県内の市町村長の意見を集約するように一任されたことによりまして、8月4日、県の主催で市町村長会議が開催されたところでございます。会議ではさまざまな意見が出されたものの、受け入れ容認の意見が大半を占めたことから、村井知事は県内市町村長の総意と受けとめまして、大量の指定廃棄物が県内各地に一時保管されている現状を受け、調査受け入れはやむを得ないと判断しまして、8月7日に石原環境大臣に対しまして詳細調査を受け入れる報告をいたしましたところでございます。しかしながら、この市町村長会議におきましては反対意見もあったことから、詳細調査実施に当たっては3市町から出された意見を十分に踏まえた上で個別の事情を勘案することや、指定廃棄物は輩出した都道府県内で処理することを決めた国の基本方針、放射性物質汚染対処特別措置法でございしますが、この見直し案、排出された指定廃棄物を福島県に集約することを検討することについても申し入れがなされました。このような経緯を受けまして、8月20日に井上環境副大臣と村井知事が本町と栗原市、加美町を訪れまして、詳細調査に着手する方針が正式に伝えられました。これは8月7日に村井知事が環境省を訪れた際に伝えた県内市町村長の総意として調査を受け入れるとの報告を受けてのものでございまして、詳細調査の着手に当たっては文献調査や土地への立ち入り調査など事前準備を経て、地

表・地質やボーリング調査などの現地調査等や今後のスケジュールの説明があったところでございます。

本町といたしましては市町村長会議の結果を尊重する立場であり、詳細調査につきましては3市町の同意のもと同時期に実施するなどを条件に、詳細調査の受け入れはやむを得ず容認いたしました。また、環境省から示されました詳細調査の概要は、ボーリング調査などによる地質や地盤、地下水の状況調査などであることの説明がありました。これに対しまして本町では、環境大臣へこれまで再三にわたり訴え続けております個別事情等を了解した上で詳細調査を実施するものと理解しており、この個別事情等を確認するため、石原環境大臣宛てに指定廃棄物最終処分場候補地にかかわる詳細調査の実施要件の確認書を書面で正式に申し入れをしたところでございます。今後は国主催によります住民説明会を経て詳細調査に着手されるものと思われませんが、3候補地全ての詳細調査が終了した後に有識者会議で評価され、最終候補地1カ所が選定されることとなりますので、適地・不適地につきましては国で判断されるものがございます。また、前段にも話しましたが、本町といたしましては市町村長会議の結果については以前より尊重する立場であり、詳細調査の受け入れは県内の市町村長の総意であり、やむを得ず条件つきで容認はいたしましたものの、最終処分場の建設には絶対反対であることに変わりはなく、今後も引き続き最終処分場の建設反対を強く訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では質問させていただきます。まず1点目でございますけれども、市町村会議の総意ということで8月4日にあったということでございますが、このことにつきまして我が党の遠藤県議が、発言者が反対を含めて17人ということで、35市町村あるということで発言そのものが半数に満たないという中で、最終的には村井知事が受け入れの方向で押し切ったというふうな指摘をしているわけですが、そして前回一致ではない、これが市町村長会議での実態だというふうな指摘をしておりますが、これについて町長はどのように見解をお持ちでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

会議の前に、この会議が1月20日に発表になるまでの間に市町村会議が何度か開催されております。その中で、国の方針がそれぞれの県で発生したといたしますか、にあるものにつきましてはそれぞれの県で処理するという方向性が出され、そのことについて宮城県市町村会としてそれはやむを得ないという判断をその段階でしております。そして、候補地を絞るに当たっての方法につきましても最初3ないし4カ所の市町村を候補地として選び、そしてそこから詳細調査で1カ所に絞り込みましょうという方法につきまして市町村長会議、県も入った会議の中でそういった方向性といいますか、方針がまず決まっておったところでございます。当然ですが、その後1月20日、3つの市町村の候補が上がったところでございますので、方法論とすればそういった方向性が、県内全市町村の総意といいますか考え方の一致の中でそういう方向性が決まっておる中での現在でございます。したがって、その8月4日の会議について、最終的に知事が県の総意という判断をしたということでございますけれども、方法論についてはそういうことで、一番最初といいますか、最初からそういった方法でやろうとということの考え方では方向性が決まっておりましたので、その辺について私も前にも申し上げましたけれども、これまでの経緯とかそういったものは尊重しなければいけないという立場の中で、決して受け入れたくないのは本音ではございますけれども、やむを得ないという判断をしたところでございます。したがって8月4日につきましてご意見があつて、その人数の問題、35人中17人ということではございましたけれども、押し切ったということ、そういったことではないというふうに私は考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

方法論としてやってきたことの延長であるというような発言のようにとったところでございます。そして、まずそもそもという言い方でいいんでしょうかしら、井上副大臣、別なところ、栃木県でも最終処分場ということで新たに塩谷町というところを

選定したわけですが、その際に井上大臣がこの見形町長という方と会談をしたときに、住民の合意が不可欠、これは調査についてでございますが、ということでおっしゃっております。ということで、栃木県については住民の合意が不可欠、宮城県はどうなんだという言い方はあれですけれども、宮城県につきましてはその市町村会議の合意という、ルールが別なものになっているのではないかと。1つはそこの指摘をしてもいいんじゃないかなというふうな思いをしております。そして、これにつきましても県議会の中では佐野好昭環境生活部長が知事の権限については法的根拠はないというふうに答えているようでございます。ということで、反対の立場を貫くのであれば、それこそ知事のあっせんの方が問題なのではないかなというふうに私は見ております。もちろん市町村会議の流れはあると思うんですけれども、しかし、やはり地元の自治体が一番の基本ではないのだろうか、そこのところがしっかりと反対であるという立場を貫くということが私は大事ではないのかなというふうに思いますので、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど会議の延長でというお話でございますが、延長ということではございませんで、そういったルールを決めて、そしてそのルールの中で進んでいるということでございます。それから、栃木県塩谷町、県のやり方の違いということはあるんですが、栃木県のやり方がどういう方法かちょっと私は、1カ所に最初から絞るということだったんだというふうに思いますけれども、細やかなところまではちょっと存じておりませんので、そのことについては私がコメントするあれではないと思っておりますが、宮城県は宮城県のやり方ということ为先ほど申しましたけれども、昨年、一昨年からそういう方法について検討を進めてきたというところでございますので、宮城県のルール、決めた中で進めてございます。誤解されると困るんですが、私がこういう発言をすると反対していないようにとられるというふうになりますので、そこについて誤解なされないようにしてほしいと。絶対反対なんです。やってほしくないのはもちろんなんです。ただ、1つのルールという中での社会でございますから、そこはやらなければいけないということ、また反対するところは皆様のご協力もいただきながら絶対反対をしていくということでございますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番（藤巻博史君）

私の質問の趣旨も、3カ所が全てだめという結論がないのではないかとということで質問をさせていただいているところでございます。この町長の答弁の中にはこれを行った上での、3候補地全ての詳細調査が終わった後に有識者会議で適地・不適地は評価されるものでありますということ、国で判断されるものでありますということでございます。こういう中で、要するに私が心配しているところは、どうでもこの、先ほども一番最初に申しましたけれども、さまざまな問題点があるところをわかっているお環境省は進めているというのが現状であろうと思います。大和町については大和町のさまざまな理由を述べてずっと来たわけですが、その上で現状というのは本当にこの候補地、処分場そのものをストップさせるという意味で大丈夫なのかという意味で質問をさせていただいているところでございます。そういうことで、ちょっとこれを絶対言えということで、初めから断る、見合いを受け入れる義理はない、確かにそういうことだなと思うんですけども、ちょっと言葉は悪いんですけども、周りの方々が多数決といったら、今までのルールの中でということではございますが、もちろん町長が再三にわたりまして反対ですという言葉が述べられているのはもちろん承知しておりますが、そういう中で、次のステップに進んでしまうということを私は危惧しているところでございます。それで、過日、私どもの衆議院議員が3カ所訪問調査をいたしました。高橋衆議院議員ですけれども、その際に副町長にも対応していただいたところでございます。それで、その際に副町長からは自衛隊の演習場周辺の調査地は移転の際に集団移転した場所であり、緩衝地帯としての目的外使用であるというような説明もあり、それから今現在防衛省にそれは目的外使用ではないかという要望を行うというお話がございました。それに関して防衛省とのやりとりということで高橋議員のほうから私のほう、それから副町長のところにも届いているところだと思います。その中で、何を言い出すかということ、防衛省からの線というのが1つの線として、私どももそういう論点もあるんだよということで出しているところでございますが、そのことに対しまして一定のことが出てきましたので、ちょっとお話ししたいと思います。

1つは誤射の危険性ということに対しまして、ちょっと私は余りいろいろな細かい

ことはあれなんですけれども、例えばということで203ミリ榴弾砲の場合、射程距離は10キロメートルで、誤差は23メートル、これに8倍を掛けるのが着弾域で、その外に1から1.5キロメートルの危険区域とする。これは私的にやると、ここでやっているのは155ミリですので、この1.5キロメートルというのも少し狭くなるんでしょうけれども、あそこの着弾地でいえばいわゆる境界線、金網のところまでで1.2キロメートルぐらいじゃないかなということで、結構ぎりぎりのところがその危険区域というふうな判断になるように思われます。さらにあと候補地内に過去に着弾したことがあることについても問い合わせをしたんですけども、それについては否定という言い方であれなんですけれども、当日はぬかるんでいて固定が難しかったから候補地のところに着弾したんだというようなことのようにございました。あと今、米軍につきましては自衛隊が立ち会って誤射しないような方向でいるというお話をその自衛隊のほうからいただいているようにございます。さらにちょっと大丈夫かなと思ったのは、今現在起きている処分場候補地になっているということにつきましては、アメリカ軍には報告をしていないというようなことでございます。かなり前から、ことしの1月からこの問題が起きているわけなんですけれども、そのことについてはまだアメリカ軍は知らないようでございます。さらに、ちょっともう1つ、今まで余りあれなんですけれども、もう1つ、横田基地におきまして目的外使用ということで、集団移転後の土地を廃棄物処分場として転用したそうでございます。ということで、集団移転の土地につきましてもそういう目的外使用を過去に認めていた経緯が、ここではございませんが、あるようございます。それから最後になりますけれども、それともう1つはこの防衛施設周辺的生活環境を整備する法律に基づいて予算措置としての移転でございますが、緩衝地帯の定義については何度聞いても明確なものはないという、あくまで大和町の場合は住民の希望を受け入れ移転補償したのだから、その後の移転については何も取り決めていないと説明していますということで、あれ、ちょっと今までのと違うなど。ちょっとこれは議員のやりとりの中でのあれですので、そういうことで、ちょっと今までの自衛隊さんのお話とは違うように私は思ったところでございます。ということで、今までのお話をさせていただいたのは、防衛省にも議会としても要請をしたところでございますが、もう少ししっかりしてもらいたいという言い方でいいのかな、ちょっと不安に思ったところでございます。

ということで、元に戻りますけれども、反対の立場を貫くということであれば、詳細調査が進むということは第2段階に進むのではないかという思いで、私もその候補地について反対であるという思いで質問をさせていただきました。

以上で1件目を終わらせていただきます。

2件目に移ります。

町民健康コーナーの充実復活をということで。旧庁舎の入り口には血圧計が置いてあり、誰でも気軽に使えた。町を挙げてメタボ解消に取り組んでいる。旧庁舎のところには血圧計でございましたが、体脂肪率や身長などをはかれる機器を設置して健康意識の向上を図ってはということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますけれども、本町におきましては「明るく元気で生きたいわ 健康たいわ21プラン」第2次計画の基本方針の1つといたしまして生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を掲げ、メタボ予防、メタボ脱出を目指しまして施策展開に取り組んでいるところでございます。メタボリックシンドローム、いわゆる内脂肪症候群につきましては、内脂肪型肥満に加えまして高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせ持った状態のことでありまして、今年度の特定健診結果、8月末現在でございますが、その結果によりますと、メタボ該当率につきましては28.8%と予測しておりまして、平成24年度メタボ該当率と比較いたしますと2.3%の減少を見込んでいるところでございます。特に男性の改善が著しく、平成22年度にメタボ該当者及び予備軍の割合が54.8%でございまして、宮城県でワーストワンでございましたが、今年度におきましてはその割合を43.4%と予測しておりまして、11.4%の減少見込みでございます。メタボリックシンドロームを予防・改善するためには「一に運動、二に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」と言われているようでございますけれども、運動習慣を持って、食生活の改善をして、禁煙を始めることが大切でございます。町民の皆様にはこれまで以上に健康への意識を高めていただけるよう健康づくりの動機づけといたしまして特定健康診査の受診、その結果の説明会及び特定保健指導、健康づくりモデル事業等を地域や学校で実施しているところでございまして、その際に血圧計や健康管理の関係因子となる内脂肪や基礎代謝、また筋肉量や骨量等を測定できる体組成計を使用しておりまして、その結果を日常生活に生かしていただくよう保健師等の専門職が説明及び助言をさせていただいているところでございます。これから「明るく元気で生きたいわ 健康たいわ21プラン」を推進

していく上でも、町民皆様方が地域におきまして協調行動を活発にして信頼、規範、相互理解等の再構築を図っていく必要がございます。その効果的な方法といたしまして、引き続き各地域等で血圧計や体組成計を使用した保健指導、健康づくり事業等を実施してまいりますので、庁舎内への機器の設置については現時点では考えておらないところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

旧庁舎から、これには書かなかったんですけども、変わったことは確かに旧庁舎を入ったところに灰皿、喫煙コーナーがあったんですけども、それがなくなったということで、先ほど町長にありましたけれども、一に運動、二に食事、しっかり禁煙というところでは、禁煙というんですか、今、裏というんですか、私はたばこを吸わないので余り詳しい場所はわからないんですけども、喫煙コーナーというのは外のほうにあるということで、なかなかたばこを吸われる方は大変なようでございますが。そういうことで、役場としても今の禁煙というところに対しては形となっているのかなと思っております。それから今町長のほうからもございましたけれども、メタボリックシンドロームにつきましても県内ワースト1位から43.4%ということで11%、1割以上の減少という、すごい成果だろうというふうに思っております。そういう中でやはりもう一押しというんですか。それで、何でなくなったのと聞いたら率直に壊れたんだという答えのようでもございました、血圧計につきましては。それからあとひだまりにつきましても、ここがございますけれども、町長の答弁の中で言えばさまざまな行事の中でそういう機器を活用しているというようなことでもございました。そういう中で、大体の家庭と言ったらちょっと言い過ぎですかね、血圧計はかなりの家庭であるのではないかなと。これは調べたわけではございませんけれども。そういう中で、答弁の最後にもございます、引き続き各地域で私の質問にありました血圧計、あるいは体組成計といったものを使って健康づくりを実施していくということでございます。現在のところということでございますので、将来的には考えられるのかなというところを質問したいと思います。以上、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、健康につきましてはそのお話しのとおりいろいろな工夫がされ、地域なりそういったところで広がっているところがございます。町主導といいますか、もちろん健康診断とかでやっているわけでございますけれども、今地域でも健康に対する意識の高まりでそれぞれに、例えば大学の先生を呼んでそういった活動をするとか、また鶴巣等では保健課のほうでモデル地区にしてそういったやり方とか、きめ細かくなっている現状にあるというふうに思っております。そういったところで、そういったものを充実していくというやり方を今やって広がっているところがございます。役場に備えつけないのかということでございますが、確かに今、そういった機器につきましては大分普及している部分もございますし、またメンテナンスの中でよく紙詰まりとか、または不正確な状況になった場合とか、不正確といいますか間違った数字が出るような、そういったことは調整をすればよろしいのかもしれませんが、そういったことも考えられるところがございます。また毎朝、以前も紙が詰まるとかいろいろなお客さんに迷惑をかけるようなこともありましたので、これからはそういった地域での健康診断とか健康活動、そういった運動の中でそういった健康についての指導をしていくという考え方を持っているところがございますので、現在のところ、現時点ではということをごここで表現しておりますけれども、今、町としましてはそういった方向で健康づくりを町全体で広げていこうという形での進め方をしておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

実は私自身も例えばこの血圧計とかというのは自分では持っております。ただ、町民の方から、そういう意味では3年たってからという言い方でもあれなんですけれども、やはり欲しいという要望もございました。そういうことで今回、ならばそういう血圧だけじゃなくてももう少し詳しいものというんですか、そういったものも置いておけばという言い方はちょっとあれですね、使っていただいて健康面での喚起というんですか、そういったものに役立てればいいかなということで質問させていただきました。

た。また職員につきましても、多分職員はほとんどあるのかなとは思いますが、そういうものを使って自己管理という面にも役立てられるのではないかとということで質問させていただきました。さらにまた健康づくりということではもちろん成果も挙がっているところがございますので、引き続きの奮闘ということでお願いして終わりたいと思います。

以上で終わります。

議長（大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続いて5番松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

通告に従いまして、本町と仙台市街を結ぶ交通ネットワークの整備について町長にご質問いたします。

トヨタ自動車東日本株式会社、これは以下トヨタ東日本と述べさせていただきます。トヨタ東日本は、平成24年7月に発足して丸2年が経過いたしました。仙台北部工業団地への自動車関連産業の集積は着々と進み、一方、周辺の通勤者の車、輸送車両が増加し、朝夕の時間帯には国道4号線等の主要道路で渋滞が発生しております。大和町を取り巻く交通環境に大きな変化が起きてきました。本町は第四次総合計画の中で交通ネットワークの整備、公共交通サービスの拡充等を重点プロジェクトとして取り組み、県道仙台大衡線の整備や高速バスの充実、さらには交通ターミナルの運用開始及び来年度からはデマンドタクシーの導入等、町民のニーズに合った便利なまちづくりのために努力をしております。ですが、本町から仙台への便はまだ悪いと、その距離はまだ遠く感じておるのが実感であります。100万都市仙台市と距離を短縮する、これが本町及び周辺町村が活性化するために極めて重要と考えております。周辺の交通環境の変化に伴い、本町と仙台市街を結ぶ交通ネットワークの整備について町長に改めてお伺いいたします。3点あります。

1つは、宮床工区以降の県道仙台大衡線の整備の進め方について。

2つ目は、大量輸送機関、軌道系公共機関等ですが、この整備への取り組みについて。

3つ目は、東北新幹線停車駅設置促進同盟の経過と将来の見通しについて。

以上3点についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますが、初めに、宮床工区以降の県道仙台大衡線の整備の進め方についてのご質問にお答えいたします。県道大衡仙台線につきましては、宮城県が平成20年に今後10年間の道路整備の基本計画を定めました新・宮城のみちづくり基本計画によりまして整備を行っているところでございます。昨年には平成7年より事業が実施されておりました小野工区が暫定2車線により完了したところでございまして、現在引き続き宮床工区が平成30年度の完了を目指しまして事業を行っているところでございます。宮床工区が完了いたしますと吉岡より仙台までは国道457号線を介しまして1つの路線としてつながることになりまして、国道4号線の渋滞緩和や今後の物流への対応等に期待されるところでございます。しかしながら、吉田字新畑中以北、要するに清水から先の部分でございますけれども、そこから大衡村の国道4号線までにつきましては、先ほど申しました新・宮城のみちづくり基本計画にもまだ載っていない区間でありますことから、計画の位置づけについて今後の宮城県の道路計画の見直し時期等の情報も的確に捉えながら、本路線の開通が富県宮城実現のためには最も重要な路線の1つであるとの認識に立ち、その道路計画に採択されるように強く要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、大量輸送機関（軌道系公共交通機関等）の整備の取り組みについてのご質問でございました。平成5年度に宮城県と郡内4町村で緑の未来産業都市くろかわ建設推進協議会を設立しまして、拠点都市の整備を進める戦略的手段といたしまして、黒川圏域における新交通システム導入の可能性と事業化に向けての検討を行うことを目的といたしまして新交通システム事業化計画調査を実施し、リニアカー、それからモノレールなどのシステムによる事業化調査を行いました。その後の景気の低迷と一層の高齢化、少子化の進展などを踏まえまして、より導入費用の安価なシステムをモデルといたしまして、平成12年度と13年度の2カ年で新しい交通システムLRT等導入に関する検討調査が行われました。この調査は軌道を中心としまして郡内公共交通機関の将来像を調査したものでございまして、この報告書では最も実現性が高いとされた泉中央駅から泉ヶ丘を經由しまして富谷町ひより台までの建設費につきましては、泉中央駅から泉ヶ丘間の地下鉄南北線延伸で530億円、泉ヶ丘からひより台間のライ

トレール、LRTでございますが、の新設では236億円と示されております。さらにこれは泉ヶ丘までの地下鉄延伸が大前提となっておりまして、現在仙台市では地下鉄東西線開業に傾注している中、地下鉄南北線延伸の構想は前進していない状況でございます。このため、輸送需要及び採算性から黒川圏域へのLRT等の新たな公共交通システム導入を実現するためには、まだまだ大きな課題が多いというふうにご考えております。

次に、新幹線停車駅設置促進期成同盟の経過と将来の見通しについてのご質問でございます。この同盟会は、停車駅設置についての調査研究を行い、停車駅設置を通して新幹線沿線地域の発展を図ることを目的といたしまして、郡内町村と想定駅を構成する石巻市等の18市町村で平成5年に設立されました。平成7年度には黒川圏広域行政推進協議会が東北新幹線停車駅、仙台古川間でございますが、この設置事業基本調査を行っております。この調査では新駅設置を吉田川の左岸檜和田地区と右岸大平地区の2つのケースで検討し、当時の概算事業費では、左岸のケース、檜和田地区の場合は190億円、右岸のケース、大平の場合で290億円とされておりまして、新幹線新駅の実現に当たっては多額の建設費の自治体負担と採算適正需要の創出が大きな課題とされました。同盟会では設置に関する現状調査や新駅の乗降数の推計調査など実現に向けた活動を展開してきましたが、設立以降の経済情勢や社会情勢の変化もあり、平成20年8月開催の総会で黒川圏広域行政推進協議会へ事務を移管しまして、同盟会は解散の運びとなっているところでございます。また、宮城県鉄道整備促進期成同盟会の要望活動といたしまして、東北新幹線の整備促進につきまして、仙台古川間において新駅設置を図ることとして、東日本旅客鉄道株式会社、JR東日本ですが、東日本旅客鉄道株式会社からの回答につきましては、仙台と古川間においては駅間が近く、速達性を損なうため困難であり、要するにスピードがその都度落ちてしまうということですね、ために困難であり、さらには新幹線新駅にかかわる建設費用につきましてはくりこま高原駅建設の際と同様に請願者負担になると回答されておりまして、この新幹線新駅設置の将来的な見通しは厳しい状況にあると考えております。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

1 要旨目の宮床工区以降の整備についてお伺いをいたします。宮床工区、宮床中学校のところから山田地区の国道457号線との交点付近までは平成30年に大体完成をするんだという、目標として工事をするんだと。確かに答弁書にありましたようにそれが完成しますと吉岡より仙台までは国道457号線に乗って1つの道路としてつながり、国道4号線の渋滞緩和や今後の物流に対応に本当に期待されると、こういう現状であります。私も同じ認識であります。私はここで今、進め方ということでお伺いしたいのは、宮床工区以降、国道457号線から新畑中まで、あれは4号線ですと行く工事は拡幅工事になるんですかね、畑中までは。457号線を、今片側1車線ですよ。新畑中から大衡村まで、約3キロメートルぐらいあるんですかね、吉岡西部地区のあそこの畑から、保福寺のほうから大衡に抜けるというふうな通路の工区になろうかと思えます。検討の要望に当たりまして、新畑中以降大衡村の国道4号線まで、一応こちらの国道457号線は道幅が狭いといいながら通じておりますので、そちらのほうの優先順位を県のほうに要望したほうがいいのじゃないかという提案でございます。この件について町長にお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問は宮床工区の工事が完成しましたときに、457号線と接続すると。それで今度は457号線から北上するに当たってあの457号線を拡幅するのが第一弾で、その後にその先にいくのではないかというご質問だったというふうに考えるのですが、今の計画では、この間の小野工区もそうなんです、暫定ではございますが片側1車線という形で工事が進んでおります。それで宮床工区につきましても同じようにあの形で進んでくるわけです。そうしますと457号線に接続したときもそのままいいですか、片側1車線の道路であそこにつながりますので、457号線の拡幅ということは現在は考えられていないというふうに思います。したがって、宮床工区が終わったら拡幅という工事ではなくて、やるとすれば次の工区、計画に乗ればですが、というふうに考えるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

整備の進め方について、町長の答弁を聞いて安心をいたしました。4号線はそのまま、それ以降は新畑中から大衡村の4号線のほうに整備、こういうふうに移るという考え方だと思います。冒頭にも述べましたが、2年前、トヨタ東日本が発足して、仙台北部工業団地の環境が本当に大幅に変わったと。この認識のもとに、トヨタ自動車ということをちょっと考えてみますと、トヨタグループというのは中部トヨタというか、九州トヨタ、そしてこの東日本のトヨタ、これはトヨタグループの3大拠点として東北一のものづくりの産業の地域というふうに位置づけられております。そして発足当時ですが、7,500名の従業員を抱えて、それにどんどん部品、こういうものの集積を地元でやろうというふうな考えのようであります。ちょっとあれなんですけれども調べて見ましたら、1台の自動車をつくるのに4万から5万の部品が必要であると。今、中部からまだまだ運んできて、4割程度はこの北部工業団地の中で部品をつくっている。これが8割程度までこの周辺で、地元の企業さんというか、そういうものに参加していただいて、そしてこの東北とともに発展したいと、これが今の白根社長が公の場で言っていることでもあります。このトヨタの姿勢について、町長、ご意見があればお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず初めに先ほどの457号線の拡幅の件でございますが、もちろん457号線の拡幅をやらなくて次に進むということでございますけれども、冒頭申し上げましたとおりその次の部分についてはまだ計画に乗っておりませんので、ですからその計画に乗せるということがまず大事だということでございますので、引き続き向こうに行くということではなく、そういうことでございますので、そこをよろしく願います。

それからトヨタ自動車東日本株式会社様のその方針と申しますか、考え方は大変ありがたいと申しますか、大変すばらしいというふうに思っております。おっしゃるとおり今まだまだ愛知のほうから来ている部分が多いということでございますので、地元東北でということでございます。そういうことのために今、そういったことができ

る企業さんを育てるといいますか、探す、育てる、そういった活動もトヨタさんでやっておられると聞いておりますので、そういうことで地域の産業のレベルも上がりますし、また今のその部品の調達率が上がることによってこの地域、東北のそういった生産性、またいろいろな働く場がふえるとか、そういったことがどんどんふえてくる、よくなっていくというふうに思いますので、トヨタ自動車東日本さんの考えは大変ありがたいと思いますし、すばらしい計画だと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

新畑中から大衡村の国道4号線までは要望事項ですので、次の計画の中に入っていたかように、順序としてそちらのほうをしていただくような要望をしていただきたいという話であります。

それでトヨタ自動車ですが、新畑中から国道4号線まで通じますと、本社は大衡村ですから、あそこに道路がどーんとできるとその社員というか物というか、その流れは本当によくなるというふうに思っております。東北経済産業局の調べでは、ちょっと前の資料になりますが、1,200ぐらいの企業がそのものづくりのほうに参加したいというふうにも言っていると聞いております。大和町の将来、今現在、あれは南地区ですか、土地区画がもうほとんど終了ですと、あと北部工業団地ももう終了に近づいているという状況からすると、西部地区というんですか、あそこに国道、県道を通すということは将来にこういう企業が入りたい、ここに人口が将来またここにしたらここに置けますよと、入れますよというふうなことから、今から手を打つべきじゃないかなというのがこの仙台大衡線の進め方について私の訴えたいことでもあります。団地造成にしろ住宅地の造成にしろ多額の経費といろいろな課題を抱えておりますが、その辺の情報収集、企業立地の収集、人口の動向、そういうものを見据えた形で次のまちづくりに臨んでいただきたいなと思います。町長、所見をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今後のまちづくりということでございますけれども、確かに工業団地といったところにつきましてはかなり誘致が進んでいるということもございます。団地の必要性とございますか、そういったものがあるのではないかという話でございますけれども、これはトータル的に考えていかなければいけないところもございますので、まだまだ大衡村とか残っているところもありますし、そういった全体的な動きとございますか、それは考えていかなければいけないというふうに思います。同じように住宅団地にしましても、全体的には人口が減っているんです、全体の中で。そういう中でございますので、新たな住宅団地の造成ということについては非常に厳しい見方が今なされております。今の状況と今後将来、先のこと、そういったことをしっかり見据えた中で計画をしなければいけないというふうに思っております。今お話し西部地区につきましてでございますが、以前にもそういったお話がありまして、休止ということにもなっておって、中止になったところでございますが、今、地区の方々のご意見等も聞きながら進めなければいけないこととございますし、何といたっても地区の方々のご意見、思いというものは大切でございますので、そういったことで今、地権者の方とアンケート調査なりそういったことを進めておりますけれども、どういう方向に進めたらいいのかといったことは皆さんと協議をしていかなければいけないと思っております。そういうことでまちづくりにつきましてはおっしゃるとおり今の状況と、そして今後の状況と、そういったものをしっかり見据えた中でやっていかなければいけないということにつきましては全くそのとおりでございまして、そういったことをしっかり考え、研究しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番中川久男君。ごめんなさい。もとい、5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

第2要旨目でございますが、大量輸送機関（軌道系公共交通機関）の整備への取り組みについてでございます。答弁書によりますと、大量輸送機関としてリニアモーターカーというんですか、モノレール、もしくはライトレールというんですか、こういうもの、あとは地下鉄、あとはトロリーバスというか、そういうものもいろいろあるんですが、リニアモーターカーとモノレール等についても検討したと。それでいろいろ調査をした結果、泉中央から最終目標はひより台としているんですが、その途中まで、泉ヶ丘までは地下鉄で通した場合と、もしくは泉ヶ丘からライトレールにした場合と、この認識で違うのかどうかちょっとあと確認をしたいんですが。地下鉄泉中央から泉ヶ丘まで530億円かかって、泉ヶ丘からひより台までは236億円ですよと。そうすると安い経費で見ると766億円の経費がかかりますよと。もちろんこの地下鉄沿線にはいろいろな問題があるというふうには思っております。町長の言われるように景気が低迷をしている、そして高齢化が進んでおる、少子化が進んでおる、人口減少の時代に入っておると。あとは一番問題と思うのは採算性と莫大な経費、こういうもろもろの問題を抱えている中での発言であります。将来的に大和町は宮城の中核都市・大和とうたって発展をする。いろいろなところで人口減少があるけれども、東北市のものづくりの場を与えられたというか、先人が築いたこの跡を、これはやはり伸びるところは伸ばすというふうな方向で、持続的な発展をするために、どうしても高速性のある、そして定時性のあるすぐれた交通システムを導入することは極めて効果的というふうに思われます。それで国道4号線と北部工業団地、これはまだ完成していないんですが、これの車に頼らないということで大量輸送機関を考えたときに、恐らく町長は第四次総合計画の中に将来的に、長期目標としては軌道系の導入、公共機関を長期目標としてはしますよと述べているわけなんです。この長期目標はいつころか、概略、これは難しいと思うんですが、長期目標、こんな状況になれば軌道路の整備にかかるよという腹づもりがあれば教えていただきたいと思えます。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

長期目標の時期ということですが、非常に難しい課題だと思います。先ほど平成12年、13年度にL R T等で検討し、そして泉中央から泉ヶ丘まで530億円、泉ヶ丘からひより台まで236億円という試算が出たところですが、この当時は富谷地区の人口が、今もそうですが、どんどんふえている状況でございます。北部工業団地等に対する今のような企業の進出がどんどんあった時期ではございませんでした。それで、その当時の調査としまして人口の多いところ、採算の合うところ、一番合うといいますか、中でも合うところという調べ方で進んだところございまして、そういうところで団地のところに行ったという経緯がございます、先ほどの。それで地下鉄とリニアになっておりますけれども、地下鉄というのは今、仙台市が今の中央から北に延びるとすれば、スタートは地下鉄で来ることになるんだと思いますが、そういったことでどこから上に出るかどうかわかりませんが、そういった意味で地下鉄、本来であれば上を通ったほうが安いというか、費用的には安いと思いますけれども、そういった現状とのつながりといいますか、そういったことも考えてその当時やったのがこういう結果だったということでございます。定時性、大量性、そういったものがあれば大変いいということはこれは間違いなくそうだというふうに思っておりますし、そういうのがぜひ欲しいといいますか、というふうには考えます。しかしながらやはりおっしゃるとおりその採算性といった部分について、また工事費の問題、そういったことについての課題が非常に大きいと思っております。少なくとも黒川郡内に入ってくれば地下鉄でなくてもいいわけでございます。いろいろな方法がおっしゃったとおありと思っておりますが、その中でどういったものが一番いいかということもありますし、あとはやはり乗る人がいるかどうかということが一番だというふうに思っております。今確かに従業員の方とかお勤めの方が随分ふえてきておりますし、そういうことでふえていることがあります。またそういったものがつながることによって人口がふえるという要素ももちろんあると思っておりますが、その数量についてははっきり言うと採算を合わせるにはとんでもない数字が出てくるというふうに思っております。それと、期待されることは定時性、大量性ともう1つはいつでも乗れるという、要するに待つことなく、次の時間が何分だと考えることなくホームで待っていれば1台行ってしまっても次が来るという、常に来るといいますか、そういったことも求められる大きな要素だというふうに思っておりますので、そういったことになりますとやはり課題はいっぱいあるんだと。そういつてしまおうと何もできないのかということでございますけれども、そういうことではなくて、そういった課題があるということでございます。ですから大和町、このエリアだけで

はなくて当然大崎とかあちらのほうの人口もふえて、両方になってくるというようなものも必要でありましょうし、企業につきましても北部工業団地というだけではなくてさらにいろいろ広がってくるという要素も必要だろうというふうに考えておるところでございます。この軌道系というものにつきましても、大和町につきましても本当に一番の大きな課題だというふうに思っております。車があれば仙台にでも松島にでも山にでもある程度の時間帯で行けるところがございますけれども、要するに交通弱者、ご高齢の方とか子供さんにとってはそういった手だてが自分ではできない部分がありますので、そういった意味からすればそういったものがあつたら本当にこのエリアの魅力は何百倍となってくるんだらうなと思っておりますが、そういった大きな課題がございますので、その状況をクリアする積み上げといいますか、そういったものを1つ1つ積み上げていって課題にも少しでも近づくように努力してまいりたいというふうに考えております。

議長 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

町長がおっしゃられますこの長期目標は非常に町民の期待というか、要望といいますか、あともう1つは町民に夢というか希望というか、そういうものを与えるものだと。私は残念ながら昔、仙台からトロッコ列車みたいなそういうものがあつたと、そういう話をされると同時に、本当に待ち望んでいる人がいっぱいいるというふうなことでございます。この軌道路の件についてはいろいろ課題とか問題点を承知しながら質問をしているわけですが、我々議会も2年前の9月ですが、この軌道路を何とか地下鉄延伸ということで泉中央から仙台までということで、大和町の場合は全議員が、そして大衡村も全員だと思っております。富谷町は10人程度だったと思っております。議員連盟を立ち上げました。それ以降一向に進まないという。ですのでこの問題点、課題、これがやはり相当大きいと思っております。ただしかしながら、人口減少の中、宮城県の復興、いろいろそういうふうに考えたときに、ここのものづくりの黒川郡、この地域に与えられたものは日本の国というか東北をリードする、こんな地域になっているんじゃないかなと思っておりますので、熱意を持って実現のために進めていただきたいと思っております。

以上で2点目を終わらせていただきます。

2点目と3点目、3点目は東北新幹線の停車駅の設置促進同盟というものがあつたそうなのですが、これで見ますとこの経過ですね、これは平成5年の3月ころに黒川と、あとは石巻圏内を含めた18市町村で新幹線の停車駅設置促進連盟というものを立ち上げて、これもいろいろな理由、仙台と古川間が近いとか、スピードがダウンしますよとか、こういうことで設置を見送られているというふうに答弁書でいただきました。ただこれについては、私は、トヨタ東日本の前にセントラル自動車というのの新工場が平成23年1月に操業開始をいたしまして、その1カ月前、大衡村にインターチェンジができた。そのときと何か似たような感じがするなど。大和と古川の間に高速道路のインターチェンジができたということは、これは新幹線にも当てはまるんじゃないかなと思います。実現が不可能じゃないと、私のただの持論でございますけれども。あそこになぜそういうインターチェンジができたかというのは、工場地帯ですから人来る、物が動く、そしてこのものづくりの地盤ができていくわけなんですけれども、黒川郡に軌道路がないと。よくよく考えてみると新幹線が通っている。この新幹線は仙台に出るのに一番近いんじゃないかなと思います。経費からいっても、吉田川の右岸と左岸では290億円と190億円の違いがございますが、これは比較の問題なんですけれども、地下鉄を引いてくる、地下鉄延伸、軌道路を持つてくる、その800億円近い、766億円であれば、新幹線の停車駅を右岸にしろ左岸にしろ、安いほうでいうと左岸でもいい、できれば、この地域はますます発展できる可能性があるとは私は見ているんですが、町長、答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今現在ないわけですから、新たにできればその効果はあるんだと思います。ただどうなのでしょう、乗ってしまえば速いわけですがけれども、新幹線が今、本数、それで全部がとまってくれば30分に1本とかそういうふうになるんでしょうけれども、今古川とかでもなかなか速いやつですととまらないとかございますね。そういうのを考えると、1回行ってしまったら次おくれてしまって。やはりそれを考えるとちょっと、今よりはよくなると思いますけれども、どちらかという地下鉄とかそっちのほうが効果的なような気がするんですけれども。詳しく計算しているわけございませんので、今ちょっと感じただけの話でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

地下鉄もしくは東北新幹線の話をして、仙台といかに近くするかということでお話しをしているんですが。この長い年月の間に、本当に北部工業団地と大和町を結ぶこの環境が変わってまいりました。平成19年に村井知事が富県宮城ビジョンというものを立ち上げて、そしてこれは平成28年度までですか、宮城県全体で10兆円の県民総生産にしたいというお話、そして先ほどお話ししました大衡インターチェンジ、これがつくられた。そしてセントラル自動車はその1カ月後の平成23年1月にできて、そして合わせるようにといいますか、平成23年3月、地震のあったときですが、仙台の北、高速道路が開通している。そして平成23年3月に東日本大震災が起きて、そして県は速やかに復興計画をつくりました。この復興計画、その後、おとしになります。トヨタ自動車が開東自動車、セントラル自動車、そしてこの東北にあるトヨタグループを交えてトヨタ東日本をつくったんですが、言われるように毎月人口がどんどん伸びている。5月末現在で9万3,000人ぐらい。まだまだ人口は伸びると私は見ておるんですが。いろいろ問題があるにせよ、どちらを優先するかわからないんですが、地下鉄の延伸か高速道路、これは両方とも実現に向けて進めていただきたいなと思います。というのは、この産業強化といいますか、担い手となる人材だとか、その産業がふえるためには条件整備というものが必要になってくる。これで富県宮城の中、復興計画の中でもこの道路とか港湾とか経済活動の根拠となるようなものを着実に進めたいと、復興計画の中にこういうものがあるわけでありまして。ですので、この環境を県なり国に強く要望するというか、こういう状況なんですと将来の理想像を含めてまとめていただきまして要望活動をしていただきたいと思っております。

以上でもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

続きまして、15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

それでは、通告いたしました1件3要旨についてお伺いをいたします。

まずもって、本町の体育施設の現状と課題についてということでございますが、本町の体育施設として大和町総合運動公園、大和町武道館、大和町体育センター、仙台北部中央公園などがあります。いずれも利用価値の高い、大変立派な施設であります。その中の幾つかの施設の問題点と課題についてご質問いたします。また、この中で総合運動公園そのものは、私の記憶によりますと、多分私が平成4年の初めての議会に当選したときに開設した建物でないのかなというふうに私ながらに思っております。

そういう中で、まず要旨の1件目、大和町総合運動公園の多目的広場についてお伺いをいたします。現在、多目的広場のソフトボールなどの球技場が3面ありますが、グラウンドやベンチなどの施設が決して良好とは言えません。そういった中のこれまでの22年間、我々社会文教常任委員会としてもグラウンドの整備なり水はけ、排水、そして園庭外の清掃、そういうものを常任委員会でも視察をし、見てまいりました。でもこの20年がたったということも、22年目であります。町長のおっしゃっているベンチとか日よけとか、そういう問題に対しては敷地の問題があるんでしょうけれども、我々とする今の現代、この子供たちは今、日射病だ何だと大騒ぎする時代です。もうある程度直してよろしいものの時期に来ているのでないかなというふうに思います。そんな中で、その辺を町長からお伺いします。

要旨2つ目としては、総合運動公園の陸上競技場、先ほど私も申しましたが、陸上競技場は400メートルのトラックがあり、多くの小中高の利用がされているが、炎天下や雨天下で、この気象の激しい時期に練習するにはその心構えは、総合体育館の中には着がえ・シャワールームはあの施設内にはあると思います。あれだけの敷地面積の運動公園に対してのトイレとか着がえとか、最低限のそういうものを今後直していく考えはないのかなというのが2件目でございます。

また3件目には、これは北部工業団地、仙台北部中央公園、これも恐らく私が議員になってからオープンしたのではないかなと思いますが、ダイナヒルズの野球場、いろいろなフェンス問題、あそこの道路問題での野球の飛び出し事故、そういうものもあったわけですが、そういう中でもダイナヒルズ球場のグラウンドそのものについて利用者が土が非常に固いと、選手にとって危険ではないのかなと思われる点が我々の耳にも入っております。ぜひ土壌の改良なり、また町長がそういうことを短期間にやっていただけるのであれば、ダッグアウトやバックスクリーンなどの整備も含めまして、硬式なんかやれる、実業団もやれるような立派な試合ができる大改修を

することを町長としては考えられているのか。

この20年、22年、そして北部中央公園であれば恐らくその五、六年後でなかったのかなと、テニスコートなりが。その辺の現代に合った施設の利用と、この立派な施設があるわけですから、今後の町長の考えはいかようなものかをお聞きいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの質問ですが、初めに平成25年度の体育施設の利用状況でございますけれども、総合運動公園が7万5,435人、ダイナヒルズの運動公園が8,810人、体育センターが1万8,344人、武道館が1万666人、合計で11万3,255人の方々が利用されておるところでございます。総合運動公園にあります総合体育館は平成4年度に開館しまして、次いで大和町陸上競技場、運動公園テニスコート、運動公園多目的広場の3施設を平成11年度にそれぞれ段階的に開設を行っております。総合体育館につきましては開設して以来20年以上が経過しておりまして、そのほかの体育施設も経年による劣化がところどころに見られますので、部分的な補修を進めているところでございます。

ご質問の1要旨目、多目的広場でのグラウンド整備やベンチの改善に関する考えはないかとのご質問でございますけれども、少年野球やソフトボール競技の際のグラウンドコンディションにつきましては、設置後15年を経過しているところによる状態の変化やベアグラウンド、これは芝がはげている状況を言うんだそうですが、ベアグラウンドがところどころに見られるなど、修繕が部分的に必要と見受けられるところでございます。これらのことによりまして、芝生の管理におきましては月に2回から3回の刈り込みを実施しておりますが、特に大会等が開催される場合は当日のために念入りに刈り込みを行い、補修を加えながら、利用者にとできる限り良好な状況で使っていただくよう配慮しておるところでございます。またベンチ等の備品設置につきましては、あの広場が多目的広場という利用目的でございまして、スポーツ少年団の各種野球大会や町民球技大会等のソフトボール競技のほかグラウンドゴルフ大会、また消防団の演習会会場と多目的な利用に供する施設でもありますことから、備品等の固定的な設置につきましては難しい状態となります。しかしながら、少年野球は利用頻度の最も高い種目でございますので、必要に応じて椅子の貸し出しやテントの貸し出し

などを行っているところでございます。

次に、2要旨目、陸上競技場にロッカールームや着がえ施設及び休憩場所の設置についてであります。ロッカールームやシャワールームは、議員もお話しございましたけれども、全て体育館内に設置してありますので、休憩を含め必要に応じて体育館を利用していただいているところでございます。今後におきましては、利用者によります意向の確認や他類似施設の事例など調査研究を行いながら、使いやすい施設管理を目指してまいりたいと考えております。

次に、3要旨目の仙台北部中央公園内ダイナヒルズ野球場でのグラウンド整備とダッグアウト、バックスクリーンの整備についてお答えをいたします。ダイナヒルズ野球場につきましては、仙台北部中央公園にあります体育施設の中では最も早く整備をした施設でございます。平成4年度に供用を開始したものでございます。経過年数も長いことから、グラウンド管理につきましては部分的な修繕も必要になってきていると認識しているところでございます。グラウンド内芝生につきましては大和町地域振興公社に委託しておりまして、グラウンド内部分につきましては総合運動公園嘱託職員による定期点検を実施しておりますが、芝生の刈り取りの適正頻度やグラウンドの維持管理につきましては、より多くの方々が気軽に、かつ安全に利用できるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

町長の答弁を聞きまして、まず1要旨目、まず町長の多目的広場グラウンド整備、設置後15年を経過しているというような中で、施設は施設なりに雨漏りなり何なりは修繕をしていると思いますが、我々の言っているその芝生の管理とか、特に大会等が開催される場合とかという言葉じゃなく、あれだけの施設は常時管理をしているのが、私は、今後、ここが指定管理者になるわけですから、我が家の財産なんですよ。町の財産なんですけれども、ぜひその辺のご検討をしていただきたいと。また、多目的広場というような文面で参りますと、グラウンドゴルフなり消防団演習会場など多目的な利用に供する施設でもあることからということになりますが、この消防団であろうとグラウンドゴルフであろうと最低限の日よけぐらいはあってもいいと。長い時間

の中の、この暑いなり寒いなり、寒いのは余りなんだろうけれども、やはりこの天候が長続きすると逆に水分を余計とりなさい、そしてそういうことも考えられればそういうふうな町長の、ベンチ等の備品につきましてもというようなご説明でありました。また必要に応じて椅子またはテントの貸し出しを行っているというふうなお答えでしたが、そのテントも町長、今のテントはうんと軽いんです。腰かけも全天候型だともうプラスチック製で、アルミ製で、持ち運びの楽な椅子があるんです。我が家の財産は皆重いんです。昔ながらのレザー張りのやつが室内で使うやつであれば、それは表に出せません。つくってから22年間の備品ですから大事に使うのはわかるけれども、現代流に使える備品のテントなりベンチなりのセットは考えておられますか、お伺いをします。

まず1要旨、2要旨目はそうですね。1要旨目のお答えをお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず今のご質問でございますけれども、通常の管理につきましては、特に大会の開催される当日には念入りに刈り込みをしておりますけれども、通常でも月2回、3回と刈り込みをしているということでございますので、大会のときだけということではなく、通常の管理をした上で大会の日にはより入念な管理をしておるというふうに申し上げたところでございます。また日よけとかそういったものにつきましては、先ほども申しましたけれども、多目的広場でございますので、固定することはできないと。いろいろな使い方がされますので。そういうことで、消防団の方々の演習の際というお話もございましたけれども、そういう日よけであれば例えばテントとかそういったものを貸し出しさせていただいて、そしてご利用いただくという方法になろうかというふうに思います。またその新しい、古いという問題でございますけれども、そういったものにつきましては古くなったら交換する、壊れたら交換するとかそういったことはあろうというふうに思います。物はどんどん新しくなっていまいますので、いいものいいものというわけにはなかなかまいりません。その辺は必要なものは壊れたら新しいものを、その新しいものは今度は軽いものを入れるとか、そういったやり方でやっていかないと、常に新しいもの新しいものというのはなかなか難しいのが現状だというふうに思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

じゃあ町長、今新しいもの新しいものという言葉でしたが、22年もたてば新しいものも22年の償却年数は過ぎているわけですよ。野外でも使われる椅子、あと室内用であれば室内用の椅子、結局この会場に来て貸し出しもしていますよ、テントもしていますよということですから、ある程度の時期が来たならば、壊れたから壊れた分の補給でなく、ある程度、その20年、22年の経過を経た中で入れかえは入れかえとして持っていくのが筋道でないのかなと。まず1点です。

その多目的広場ですからということではありますが、それじゃあ子供たちが麦わら帽子の大きなのかぶって練習なり大会なりしなくてはならないというよりも、我々は最低限できる範囲内の町の対応はあってしかるべきでないのかなというふうに思いますから、町長のその、総合運動公園だからそうですね、その多目的広場の管理はわかりましたけれども、やはりそういう日よけをつくる、つくらない、そういうものをつくるということは一切できないというような町の条例なんですか。この多目的広場の設備に関して。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

備品につきましては、20年というお話でございますが、全て20年かどうかこれは確認をしなければいけないと思います。古いものとかそういったものがあり、後から入れたものもございますので。ですからさっきも言ったように必要なものは入れていくということでございますので、誤解のないように。それから麦わら帽子をかぶってやるなんていう話は私はしておりません。そんなこと一言も考えておりません。ですから、テントとかそういったものを使って日陰をつくるとか、そういう話を、そういうふうにご利用いただきますという話をしているわけでございますので、そんなことを申し上げておりませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから条例にはこれはないというふうに思います。条例でつくっていけないとい

うものですね、先ほどの話の。そういうことではなくて、多目的広場ですのでいろいろな形態で使いますので、固定したものを置いてしまうとその形態の自由さがなくなってくるということを申し上げております。そういうことで、固定したものはできないとか、そうでなく、移動可能なものでそういった場所をつくって、もし必要な場合ですね、そういう形でご利用いただきたいと、そういう考えでございますので、誤解のないようにお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

その辺は了解をいたしました。

3 要旨目になりますけれども、仙台北部中央公園ダイナヒルズ野球場グラウンド整備、この辺のダッグアウト、バックスクリーンの整備、町長は何も考えていないのでしょうか。ここも平成4年に供用を開始したというものでありますし、これからEV エナジーさん、180室の、8月にそういう大きな団体のエナジーさんの第2工場、第3工場、そういう若い人たちが職場を持って大移動してくるわけですから、どんな立場でもこういう中央公園ダイナヒルズみたいな野球場でやる選手の方々もいると思います。ぜひそういった中で看板としても大和町である程度の整備は、町長、考えていませんか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

グラウンドにつきましては、先ほども申しましたけれども維持管理というのが大切だと思っております。ダッグアウト、あそこにつきましては硬式とかはちょっとできないです、狭くて。はっきり申し上げて。ご承知のとおり以前に事故がございました。走っている車に硬球がぶつかったということでございます。あのときは幸い車であった、車でよかったという問題ではないのですが、そういうことでございましたので、あそこについては硬球の野球についてはちょっと難しさがあるのではないかと。周りの環境ですね。そういうことでございますので、考えておるところでございます。バ

ックスクリーンとダッグアウトということでございますけれども、現在はあそこにベンチという形でやってもらっております。バックスクリーンにつきましてはいわゆるバックスクリーンではなく、土手のような形になっているところでございますけれども、そういったことにつきましては利用する方々のお考えとかそういったこともあろうと思いますし、これは今後、これは議会のご承認があつてのことでございますが、委託関係のこともございますので、そういった方々のご意見とかも今後、ここだけに限らず、そういった意見も参考にさせていただきながらよい方法を考えてまいりたいと考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ただいま町長の中央公園そのものについてのご回答ありがとうございます。硬式ができないのであればそのものに合った最高の球場として整備を皆さんとともに考えていただけるようなお話でしたから、ぜひその辺を、前向きに進んでいただきたいというふうに思いますし、そういった中で、我々大和町の立派なこの体育施設、そういった中の要綱については、これから指定管理者が来年度より動くわけですから、町長、たしか平成4年にあそこがオープンしたときに、大和町のあそこにプールもできるんだという計画的な、皆さんが思った時期があつたんです。プールですよ。これから海だ、そういう川だが使えなくなってくるのであれば、そういう大和町にはこのような立派な野外プールがありますよというのも今後、指定管理者の動向もあるんだろうけれども、そういった町のPRに使える施設をまた考えることも来る時期でないのかなというふうに思いますが、町長、プールの件はわかりますか。その辺だけひとつお答えを。わかっているのであれば。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

平成4年当時の構想だったというふうに思います。ちょっとそこまで私、具体には、どういった形の中であつたのかわかりませんが、そのときのスタートにおいて

の将来的な理想的な計画ということではなかったのかなというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

それでは、私の1要旨3件についてのご質問を終わります。ぜひ体育施設そのものの充実と、そして今、町長があった平成4年のころの我々の思っていたプールの話もあったわけですから、今度町長にその辺を調べていただきながら、まちづくりに私も頑張っていきたいと思います。これで終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で中川久男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

それでは、通告に従いまして、私からは町長に3件3要旨について質問いたします。

1件目は、行政支援を行うボランティアの結成をです。行政サイドを支援する見守りのボランティアを結成し、防犯・防災の強化と対処のスピードアップを図るべきではないか。当初は範囲を狭め、道路の破損状況、雪害の状況、倒木の状況の報告等にとどめ、有効であれば福祉分野まで広げるべきである。また、状況は写真添付での報告とし、担当部署は町のホームページに地図を掲載し、地図上に該当箇所の掲載を行い、町民に幅広く周知すべきである。町長の考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではお答えをします。道路の補修につきましては直営によります道路パトロールや、今年度より大和町地域振興公社に道路維持管理の業務委託を行っておりますことから、公社による道路パトロールにより対応しているところであり、そのほかに住民の皆様からの道路の破損状況等の通報を電話や直接窓口にお越しいただきましてお話を伺っているところでございます。補修の対応につきましては、通報後職員が直接現場に向かひまして、その破損の度合いにより直営による当日の補修や、破損状況が直営での対応が困難である場合には安全策を講じ、後日業者対応等により補修等を行っているところでございます。ご質問の見回りボランティアによります補修箇所のホームページへの掲載等につきましては、住民の皆様への道路愛護の醸成を図る上で有効な取り組みと考えられますが、現在住民の皆様から直接通報をいただいております。また危険箇所のパトロール等をボランティアの方々をお願いするのは安全上の問題等にも課題があると考えますので、補修通報等の現状の推移を見守りながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

では最初に、今回の質問の中の提案を大きく分けると3つの提案をしております。1つ目としましては、状況連絡に通信機器を用いた写真、これはスマホとかいろいろあるんですけども、写真、動画での連絡を行うことができるようにすること。2つ目としまして、被害状況は場合によってホームページに掲載し、町民に幅広く周知すること。3つ目としまして、ボランティアとして活動していただく方を登録制として、自主的に活動していただく。この中でこの3つの提案をしております。ではその項目に従いましてちょっと質問させていただきます。

最初に状況連絡に通信機器を用いた写真、動画での連絡を行うことができるようにするという件ですが、町長の答弁の中に、住民の皆様からの道路の破損状況等の通報

を電話や直接窓口にお越しいただきお話をお伺いしているところですよという答弁がありました。これは私が提案していますメールでの報告になりますと当然専用の窓口が必要になると。対応する専任者が必要になる可能性があります。しかし、写真等で状況を把握することができるため、現場を確認して対策を検討し対策するまでの時間が短縮され、迅速な対応が可能かと思えます。今までですとすぐ担当者が現場まで行ってその現場の状況を見て対処を練るわけですけどけれども、写真とかそういうのがあれば、ある程度こちらから資材とかも手配して行って直せるものはすぐ直せると、そういう意味で迅速な対応ができるのではないかと。あとまたそれによりまして職員の負担が軽減されるのではないかと考えております。またその一方としまして、報告に関しましては一方通行になる可能性がありますし、提供者の情報が確認できない場合、当然メールですと送って終わりということもありますので、そういうものも懸念されています。そういうものがあるんですけども、この写真つきの報告についてどのように考えているのか。この成功例としまして、以前雪害のとき秩父市のほうで町長のホットラインがスマホでありまして、こちらの地区はどのくらい雪が降ってどのくらい積もっているんですよという形でスマホでそういう情報をやりとりして迅速に雪害の対処ができたという報告がありますが、その件につきまして町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問につきましては、ご質問の項目に状況は写真添付での報告としてという内容のことをお話しなんでしょうか。メールでよこすという意味なんですか、これ。（「樹木とか道路のクラックとか」の声あり）そういうのを見つけた場合ですね。ああそうですか。そういう方法もあるんだというふうに思っています。やれるかどうかは別としまして、現場からそういった写真が来るといこと、よく被害があったときとかそういうときで、被害といいますかいろいろな自然災害とか、そういった場合にこういったところがこういう状況になっていますというようなものが来るといことはおっしゃるとおり目で確認もできますし、方法としては非常にいい方法だと思います。やれるかやれないかという問題についてはまたいろいろ課題はあるんだというふうに思いますが、そういった報告、これは住民ではなくて役場の職員が行って現場を

見て報告する場合も、そういう方法というのは非常に有効だと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

ではちょっと2番目の被害状況は場合によってホームページに掲載し、町民に幅広く周知するという件についてですが、町長の答弁の中に補修箇所のホームページへの掲載等につきましては住民の皆様にも道路愛護の醸成を図る上で有効な取り組みと考えられますという答弁をいただきました。これは即対応できるものに関しましてはホームページに掲載せずに、数日間にわたって障害が取り除けない場合のみホームページに地図を設け写真つきで掲載すると。これが有効と思われるのが、土砂崩れの情報とか冠水による通行どめの情報等を町民に周知することができると思います。私がここで一番気になっているのが、この町民にそういう状況を幅広く周知するということにつきまして、今の答弁の中でじゃあどのように町民に幅広く周知するのかなというのがあったんですけども、私は1つの方法としてホームページとかで報告すればいいのかなと思っておるんですけども、その辺について町民にそのような状況を報告する、周知するやり方として何かいい案なりがございましたらば町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

災害の場所とか、そういった震災に限らず自然災害ですね、そういったときにそのホームページに載せるということは有効だというふうに思います。全部に周知するというのはなかなか瞬時にはできないところがございますので、1カ月まとめてとかならば例えば広報とかそういうこともありまじょうし、また緊急の場合はいろいろ放送とかもあるわけがございますけれども、目で見るという部分についてはそういった方法は有効だと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

じゃあ3番目のボランティアとして活動していただく方を登録制として自主的に活動していただく件ですが、町長の答弁の中にここで危険箇所のパトロール等をボランティアの方々にお願いするのは安全上の問題にも課題があると考えられるという答弁をいただいているんですが、ここでちょっと私との食い違いがございまして、ボランティアというのは各個人個人で捉え方が違うと思うんですけども、私のボランティアの考えというのはできるときにできることをできる範囲ですと。よく組織の中でボランティア組織とかをつくりまして順番で、いつの間にか義務的なボランティア組織もあるんですけども、私の基本的なボランティアの考えというのはできるときにできることをできる範囲でやるのがボランティアさんと思っています。なので、どのようなことかといいますと、町内を散歩している方に道路状況、散歩のついででいいですけども、道路状況を見てもらいまして、危険箇所があれば連絡してもらおうという考えでございますので、この答弁の中でありました安全上の問題ということはないのかなと。普段散歩していて道路がちょっと破損しているとか、例えば倒木しているよとか、そういう形で連絡してもらえばよろしいかなということで私は考えておりましたので、その辺ちょっと町長との食い違いがあるんですけども、その辺についてお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ボランティアというのは本来そういうものをボランティアというんだと思います、私も。ときとしてボランティアを募集とかそういうことにしますと、本人の意思はもちろんあると思いますが、義務的な部分とか、そういったものがかかわってくると。そうなってきた場合にいろいろな安全面の問題とか、必ずやらなきゃいけないとか、そういうふうになってくるということでございまして、本来のボランティアの意味としてそう捉えることは非常によろしいことだというふうには思います。そういった場合に、こういう形でやりますのでボランティアを結成ということまでとか、その難しさもあろうかというふうには思います。

議長（大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番（梶田雅之君）

先月ですか、仙台市の広報を見ていまして、これと似たようなもので歩くボランティアという募集がございました。仙台市のホームページをちょっと紹介しますが、仙台市ではアイアイ近所パトロールといまして歩くボランティアを募集しておりました。活動としましてはウォーキング、犬の散歩など趣味をしている市民の方にボランティアとして登録していただき、自分の住んでいる地域を防犯意識を持って見守っていただくという形でございます。どんな活動をするかといえますと、犯罪、非行等危険な行為を目撃した場合に警察署や交番に通報すると。あとはお住まいの地域を散歩しながら防犯上好ましくない場所等、暗い道や公園などを点検し、改善が必要と思われる場所は仙台市市民生活課とかに報告するという感じでございます。私の言っているのは最初の質問の中で防犯、防災の強化、あとは最初は道路だけにとどめ、いずれ福祉とかという話をしたんですけれども、一番とつきやすいのが道路の修繕かなという形でこういう質問をいたしました。この福祉分野というのはどういうことかという、DV、同じように散歩しまして近所のほうであそこの家に関してはよく虐待があるのではないかと、そういう形で福祉の分野とかというのもちよっとお話ししたんですけれども、最初は散歩しながら何がつけられるかという道路の破損とか倒木、あとはあそこに水たまりがある、ため池であればフェンスの中に入って人が遊んでいるよとか、そういう形で簡単にできればいいのかなと思っております。なおかつできれば写真、今はほとんど電話での対応なんですけれども、写真つきでもし送れば、写真は先ほど言ったように一方通行になるとか今後は役場のほうで専任の見る人が必要だとかいろいろあるにしても、写真つきだったほうが対応が早いのかなという形でご質問をさせていただいたんですけれども、この今回仙台市の歩くボランティアも気軽にボランティアができると。問題はただ、皆さんボランティアしましようといっても募集なり何か、先ほど言ったようにボランティアのあり方とかどこまでやってもらうとかいろいろ難しい問題はあるんですけれども、誰でもできて、誰でも町防犯、防犯というところちょっと言い方がちょっとあれなんですけれども、できるということについて、やれることからやるべきではないかと思っているんですけれども、その辺につきまして町長の所見をもう一度伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
住民の皆さんがそういった意識を持って、道路に限らずそのエリアをいろいろな意味で目配りをするといいますか、そういったことは非常に大切だと思いますし、大変結構なことだと思います。今もそういった場合に通報とかをもらっている部分がございますので、それも1つのそういった活動の一端というふうにも思われます。そういった意識を持ってもらって地域のいろいろな意味での維持といいますか、安全性とかそういったものにご協力いただくということは大変地域の意識の高揚といったことにもつながっていくと思いますし、大変よろしいことだというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
最後になりますが、危険箇所があった場合に、早急な対応と同時に町民に早急な危険箇所の周知をお願いして、ぜひ検討いただきまして、1件目の質問、行政支援を行うボランティアの結成をの質問を終わらせていただきます。

2件目の質問は、歩道の除雪を強化せよです。除雪については、車道は融雪剤や除雪車が行っておりますが、歩道はどうしてもおろそかになってしまいます。交通弱者を考慮し、学校までの通学路等主要な箇所に関しては歩道除雪ボランティアを募り、除雪の協力をしてもらうべきではないか。また、条件面で折り合いがつけば、町が必要に応じて地区へ歩道用の除雪機を貸与すべきではないか。町長の考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
歩道の除雪に関するご質問でございますが、大和町の歩道の除雪の基準でございます

すけれども、積雪10センチメートル以上となった場合に実施しておりまして、学校周辺を中心に通学路の確保を図っているところでございます。町内を5地区に分担しまして、町道は20路線、延長で13.3キロメートル、県道は6路線、延長10.1キロメートル、国道は1路線、2.2キロメートルで、できるだけ早く、通勤・通学時間まで歩道除雪が終わるように努力をしているところでございます。平成25年度の実績といたしましては、作業日数では10日間、作業に要した時間は169時間となっております。宮床地区では、小野地区と宮床地区の2カ所に除雪機械を配置し、作業の円滑化を図っているところでございます。歩道の除雪は地域住民の生活と密接に関連しておりますが、除雪の作業時間帯が深夜や早朝となることもあり、騒音、振動等や除雪機械の安全対策など作業の安全・安心の確保に問題もありますので、ボランティアや除雪機械の対応につきましては、今後そのボランティアのあり方も含めて研究してまいりたいというふうに考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

ではちょっと質問させていただきます。この答弁書の中で懸念事項としまして地域に振った場合安全対策、作業の安全とかあと安全・安心の確保とかいただきました。これから冬を迎えるに当たって今までの問題点、昨年度からの変更点をもし考えているのであればその辺をちょっと教えていただきたいと思います。例えば例を挙げれば除雪する尺度、今10センチメートルとあったんですけれども、それを15センチメートルにするとか、あと除雪する箇所、特に宮床に関しましては今県道ができておりますが、あそこはまだ除雪の範囲にはなっていないと。あと昔からの山下橋のほうが除雪の範囲になっております。ただ、いかんせん今、スクールバス等が出ておりまして、当然冬は歩く方もおられないんですけれども、除雪する場所を変更するとか、その辺の昨年度と今年度、今年度に関してはまだこれからかもしれませんけれども、その辺を今までの問題点をもとに今年度どのように変更することがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その除雪の基準等につきましてでございますので、大きな変更はないと思っておりますけれども、課長より返答させます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

ただいまの槻田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。今、基準で町長が答弁したように、歩道の除雪の基準につきましては積雪深が10センチメートルに達した場合行っておりますけれども、その基準につきましては今までどおり、その10センチメートルを超えた場合歩道の除雪は実施したいというふうに考えております。ただ、ことしの2月、昨年度になるんですけれども、あのおり記録的な大雪だったものですから、いろいろ皆さんにご不便、ご迷惑をおかけしたわけでございますけれども、ボランティアの方々にそれをお願いする場合、作業時間帯が深夜、それから早朝、それから今町で抱えている除雪機械につきましてはロータリー式なものですから、水分が多くなるとなかなかうまく作業ができないという、その吹き出し口が凍ってしまって氷の除去等に危険が伴うものですから、その辺も考慮したい。除雪する路線につきましては、確かに前と歩行者の動線が変わってきたりしておりますので、その辺は今後あと二、三カ月で冬将軍が来るという時期になってきておりますので、あわせてその除雪のルートについては検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

今、歩道の除雪に関しまして業者が行っているんですけれども、これは各地区とか地区の団体、個人に委託するとなった場合、先ほど言った作業の安全対策の件もあるんですけれども、公園のほうを例に挙げますと、公園と除雪については危険度が違ったりいろいろあるんですけれども、一部の公園の緑化に関しましては地区に委託して

おられるかと思えます。除雪に関しましても地区への委託の検討をするのも1つの案かなと。委託しろと言っていないよ。検討するのも1つの案なのかなと思っておりますし、その件を地区に投げかけてみるのも必要ではないかなと思っております。早く受託する地区や興味を示す地区もあるかとは思いますが、ぜひやってみるべきではないかと。当然そのときに問題になるのが先ほど言った深夜とかその時間帯とかがあるんですけども、それを言いますとそれこそよく普通の除雪もそうなんですけれども、雪が降ったらすぐ除雪しろという町民の意見がありますが、現実問題それをするためには24時間体制をとらなきゃいけないわけです。ある程度町民と地区に振るのであれば、それこそ失礼ですけども朝の9時以降にやるとか、そういう形で委託の条件を緩めれば、地区のほうで受ければ逆にその辺も納得してくれるところもあるのかなと私は思っております。国道とか県道を見まして常に24時間スタンバイして雪が降ったらすぐはくんだという意見も結構聞いているんですけども、そんなのをやっていたんじゃ経費も今の何倍か、下手をすれば5倍、10倍近くかかりますので24時間体制はできないわけですけども、その辺の基準というか除雪するタイミングを少し緩和いたしまして地区に振るのはいかがかなと思っておりますが、その辺につきまして町長のご意見、お考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

除雪についての委託ということで、これはボランティアということではなくて委託というふうにとめました。そういうことでやっていただければ大変それは結構なことだと思いますけれども、やはり今お話しのとおり除雪については非常に時間がある程度限定されるところでございます。求められる時間帯ですね。それで今町でもやっておりますが一度にできないところでございますので、どうしても遅くなるどころ、早くなるどころがあって、住民の方にいろいろご不満があるというふうにも聞いております。今議員のお話しのとおり地元の方にやっていただいて、そのことによって気持ちの緩和といいますか、そういったことができ、それで時間帯につきましてもそういう時間帯でいいということであればそれは方法の1つとして考えますけれども、やはり9時でもいいとなると通学時間とかそういったものについてはどうしても合わなくなってくるとか、そういった課題も出てくると思うんです。ですから、そういった

地元でやってもらうということについて非常にありがたい提案だというふうに思いますし、そういった方々がおいでであるとすれば非常にうれしいことではありますが、どういった形でできるかといったときにそういう課題もございますので、我々が求めるものと住民の方が求めるものと、あとは受託していただく方々が求めるもの、そういったものがきちっと合えば非常によろしいと思いますけれども、なかなかこの雪については時間との勝負というか、それとこれは先ほどのボランティアとは違って雪が降ったら必ずやらなきゃならないというものになってきますので、その辺の義務性といえますか、そういったことも出てくるので、成り立てば非常に素晴らしいものだというふうには考えますが、そういった課題というのをいろいろ整理する部分がまだまだあるのではないかと考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

私は雪害、大雪についても1つの災害だと思っております。1つの案です、また1つの案を出しますけれども、我が町はほとんどの地区で自主防災組織が結成されております。例えば簡単なことでいきますと融雪剤の散布等の活動も取り入れるというのも1つの案ではないのかなと。確かに融雪剤をまくだけでも大分違うかと思っております。そういう意味で区長を通して自主防災組織に打診するのも1つの方法かと思っております。先ほど言ったように確かに委託、ボランティア、どちらでやるか、委託ですと当然やらなきゃいけない義務が出ますし、ボランティアですと先ほど言ったように自分があいているときにお手伝い程度でやるというのがあります。これは車道だったら私はこういうことを言わないですけれども、歩道であれば、実際車道の場所もあるんですけれども、当然途中で切れているところもあるんです。通学路がメインですから、そこから外れていけば、それこそ2メートル、3メートル外れていけば同じ歩道でも除雪から外れているところがありますので、これは歩道に関しては私はできるのかなと思っております。車道に関してはちょっと無理なこともあるし、当然歩道でも、子供がよく通る通学路の中でも除雪に入っていないラインがあるんです。というのは要はどこかという、小野小学校の近くの狭い歩道に関しましては除雪の範囲内じゃないんです。ただ大きな歩道という言い方は悪いですけれども、あっちに関してだけが範囲であるということもありますので、実際できることを皆さんにお願いすべきでは

ないかと思っています。先ほど言ったように自主防災組織をうまく活用するのも1つの方法ではないかなと思っているんですけども、その自主防災組織のほうに1つの案としまして融雪剤の散布、これは自主防災組織だけでなくボランティアさんでもいいですけども、そういう形でお手伝いできることをお手伝いしてもらおうということを考えてもらうということについてはどのようなお考えなのか、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自主防災組織等そういった組織を利用といいますか、有効に活動してもらってはどういうことでしょうか。自主防災組織につきまして、積雪も災害であるという考え方もあろうかというふうに思いますが、これまでの組織の立ち上げの中ではそういった考え方は多分皆さん余りお持ちになっていないのではないかと思います。そういった中で、例えばある組織が自分のところでは組織としてそういうことをやってみよう。それであれば融雪剤を町で提供しなさいということであれば、それはあり得る、早速できると思いますが、自主防災組織の中にそれも組み込んで全部で組織を立ち上げた場合はそうですよというものになってきた場合には、いろいろ今まで立ち上げた経緯もございますので、一斉にということとはなかなか難しいのではないかと。それぞれの組織の中で、例えばAという組織で今度そういうこともやりましょうと、ただ融雪剤が足りないとか、そういうことであれば町のほうで融雪剤の提供とかそういったご協力是可以、全てにやるというわけにはいかないと思いますけれども、そういったことは考えられると思いますけれども、やはりそういう段階を踏んでいかなければいけないのではないかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

先ほども言いました自主防災組織はなかなか難しい、どこまでが自主でどこまでを防災と考えるかによりますし、トップの考えがございますので、自主防災組織の中で

雪害も1つの災害であると、じゃあ皆さんで雪かきしましょうという団体があれば今の町長の話では積極的に町のほうも協力するというようなお話なので、安心しました。

その場合ですけれども、備品の貸与についてちょっと質問したいと思います。そういう団体があった場合、除雪機、ネット上で調べますと馬力や性能、雪を飛ばすタイプとか雪を押しタイプ、先ほど町長の答弁でいただいたように湿った雪だとなかなか効率が悪いんだよねというのがありますし、ちょっと私も除雪しているのを見たら、あれはすごくスピードが遅いんですよ。歩いているより遅いんです。それだったらスコップのほうが早いんじゃないかと思いつつ見ていた経緯もあります。そういう備品関係とかそういうものは町のほうで実際除雪していただく団体のほうに貸与するという点について、町長はどのようにお考えなのかちょっとお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これはすぐということでは、実績とかそういったものも必要だと思うんです。それで、どういった形でやるのか、そのとおり除雪機といたしましても結局やる人は1人になります。機械に触る人ですね。交代でやればですけれども。そういう形で進めるのか、または例えば1軒ずつ自分のうちの前ははきましよう、そういったことだつて1つのあれになっていくと思いますので、そういった中でこういったもう少し大型のものが必要だということになればまたいろいろ考える方法はあると思いますが、ただ、機械となりますとどうしても資格的なものとか、事故があった場合とか、そういうことも考えなければいけませんので、そういった課題はあるというふうに思っております。まずやった結果こういうものが必要だというのが出てくる、最初に計画ありきではなくて、やっていった結果でこういうものというふうになってくれば機械の種類というのもいろいろ出てくると思いますし、そういったことも必要なのではないかとこのように思います。

議 長 (大須賀 啓君)

梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

最後になります、ことしの2月、2回にわたり大雪となりました。私の住んでいる団地でも30センチメートル以上、30センチメートルを超える積雪となりました。私の住んでいる団地は富谷町と隣接しておりまして、富谷町の管轄している歩道に関しましては除雪しておりませんが、大和町の歩道に関しましては除雪しており、町民から感謝のお言葉をいただきましたので、このことを町長にもお伝えいたします。これからも交通弱者の立場を考慮していただきまして、歩道の除雪に関しましてはさらなる支援をお願いしまして、2件目の質問、歩道の除雪を強化せよの質問を終わります。

最後に町長のお考えをちょっとお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

除雪につきましては本当にいろいろ難しい部分がございます、富谷町さんでやっていない部分というお話がありまして大和町はやったということがございますけれども、それにしましても時間の問題とかいろいろ課題はあるんだというふうに思っております。ただ、どうしても必要な時間帯が決まっている中でやってまいりますので、できるだけご迷惑をおかけしないようにということをやっております。また除雪の人間も一生懸命やっておるところでございますので、その辺の住民の皆さんからのご理解、ご協力もぜひよろしくお願ひしたいというふうに思うところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

じゃあ3件目の質問に移らせていただきます。

3件目の質問は、宮床児童館の新設、改修の予定はです。宮床児童館は開館してから既に45年を経過しており、東日本大震災の影響もあり老朽化が著しいと。また、敷地面積も狭く、駐車スペース、遊ぶ広場も手狭ではないかと思っております。新設や改修、修繕に関しましてどのように考えているのか。また新設する場合、建設する場所を含め町長の考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは宮床児童館の新設、改修予定はについてでございます。宮床児童館は、大平児童館、報恩寺児童館、吉田児童館に続き集団登録幼児指導を基本に幼児指導を行う児童館としまして昭和45年4月に開館いたしまして、平成12年3月を最後に幼児指導が廃止されました。この間30年の間、757名の児童が修了され、小学校へ巣立ったところでございます。その後は現在の児童館機能として自由来館児童や幼児クラブ活動、放課後児童クラブ事業として利用されており、昨年度の利用者は5,785名、1日平均では24名となっております。建物につきましては築45年を経過しておりますので老朽化が進んではおりますが、東日本大震災では大きな被害はなかったところでございます。近年でも大きな補修は行ってはならず、昨年度は雨漏りによります一部屋根修繕を行ったところです。駐車スペースや遊ぶ園庭につきましては、利用人数から見て通常の利用では不便は感じられない広さと考えております。しかしながら学校から児童館までの指定通学路は国道457号線を通るルートであるため、歩道はあるものの、大型車両の通行量が多いことなど、安全面で不安があるところです。

児童館の新設、改修、改善につきましては、今後の児童の推移なども見ながら現状改修、新設か新たな設置場所の検討か、そういったものを関係する地域の皆さんの意見を徴取するなど研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

では質問させていただきます。答弁書の中に東日本大震災では大きな被害はなかったというお答えがあります。では、町として児童館の耐震診断をされているかと思うんですけれども、もしされていた場合、その結果として今後どのくらいの年数もつよとか、その辺の情報、診断されていなければされていなくてあれなんですけれども、もし耐震診断の結果がございましたらばお示しをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
宮床児童館については耐震診断はやっておらなかったというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
宮床児童館は昭和45年に開館しておりますので、一部昨年度も雨漏りにより屋根の修繕を行ったという話もありますが、まだ雨漏りをしている箇所もございます。建物も外壁のみならず内部も大分老朽化が著しくなっております。私はもう既に耐用年数が過ぎているかと思っております。修繕の費用にもよりますが、大規模な修繕が必要になった場合、修繕するよりも新しく建設する方が得策ではないかと思っておりますが、そのことにつきまして町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今大規模修繕ということでございますが、現在その計画はまだございませんので、ですから改築した場合と新築した場合の比較というのはちょっとやっておらないところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）
私が第一に考えるのは安全な建物であるか否かでございます。耐震診断をされていないということで、どのくらいかはあるんですけども。今安全だからといって数年

先安全であるとは限りません。これから数年たてば築50年を超えた建物となります。今のうちから近い将来に向けて今後の宮床児童館について検討しておく必要があるかと思いますが、町長の答弁書の中にも現状の改修、新設か、新たな設置場所の検討を含め、関係する地域の皆さんの意見を参考にして研究してまいりたいと思いますとありますが、その辺は今、これから検討するのか、少しでも検討しているのか、その辺の何か検討の度合いというのも変ですけれども、その辺をちょっとお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

宮床児童館につきましては今具体のそういった検討にはまだ入っておりません。地域で今有効にといいますか、使っていただいておりますし、また広場等につきましても地域の方々のご協力の中で整備していただいております。また、児童館またはさまざまな機能、放課後児童クラブ等々さまざまな活動がされておまして、そういった部分について今そういった状況でございますので、今今場所を移動するとかそういったことについては現在考えておらないところです。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

今のところ検討されていないということなんですが、いずれ先ほど言ったように数年経てば築50年、いつ壊れてもという言い方はあれですが、おかしくないような建物なので、ちょっとその辺を考慮していただきたいと思います。

歴史ある建物であります宮床児童館は一部の人には昭和の時代を思い出させるとか、自分の幼児期を思い出させるとか、建設当時の暮らしを思い出させてくれる建物であるとか、地元の方には愛着ある建物となっております。地元の方の中には子供たちに差し入れをしてくれている方もおられるということです。

では今、新しい場所の建設に関しましても検討もされていないということなんですけれども、実際どこに建設するかについてちょっと私の提案というか、ご意見をお話ししたいと思います。児童館の近くに宮床小学校というのがございます。宮床小学校

の下には宮床の基幹集落センターがありますし、また隣接して最近中学校は利用していないんですけれども、学区のプールもございます。またレクリエーション広場、ゲートボール場等もあります。1つの考えとしまして、基幹集落センターも大分傷んでおりますので、基幹集落センターを児童館として基幹集落センターを新しくするとか、児童館はそのまま児童館として独立させて、児童クラブを小学校の校舎の中に取り入れるとか、いろいろなパターンを考えていただきたいと思います。あとあそこには宮床歴史の村という位置づけもありますので、その辺の建物も考慮に入れながらいろいろその辺をご検討していただければよろしいかと思います。その中で児童館としまして建てる場合どこに建てるのが最善であるか、地元の方の意見も取り入れながら進めたいと思います。それまではだましましという言葉は悪いかもしれませんが、まだ雨漏りがしている箇所もあります。直してもまた別なところが雨漏りするとか、そのような建物でございますので、だましまし使用するかもしれませんが、児童の安全を第一に考えて運営して下さることをお願いいたします。最後に町長のご意見をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
児童の安全安心ということは当然だと思っておりますが、あの場所から離れることを前提にお話をしておられるように聞こえるといいますか。私は今の場所は結構いい場所だと思っておりますし、老朽化していることは事実でございますし、その安全安心という部分についてはもちろんきちっとやっていかなければいけないという考えを持っております。別にあそこにいつまでもという思いはございませんけれども、今現在そういったことで、移転をしてという考え方とかそういったものは町として今まだ持っていないというお話をさせていただきました。もしそういった場合にはいろいろなことを考えていかなければいけないというふうには思います。議員のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

私もちょっとあれですけども、別にあそこを移転するとかそういう話ではありません。例としましてあの下のほうに移動したらいいんじゃないかと。この答弁の中にもあその場所は国道457号線を通るルートであるため、歩道はあるものの大型の車両の通行量が多いため安全面で不安があるというような回答もいただきましたので、場所を移すのも1つなのかなと。当然そうすると宮床小学校の下にいろいろな施設がありますので、あそこに移動するのも1つの案ですし、いろいろなやり方、それは私でなくて皆さんのほうが詳しいので、1つの例として挙げたことをございます。なのでこれからも近い将来という失礼ですけども、ここ五、六年のうちにある程度検討を進めていただきまして、あとは地元の意見を聞きながら、本当にどこに建てればいいのか、どのような、単品の児童館じゃなくて集落センター、小学校とか、その辺のことも考慮しながら、どこに配置するのが一番いいか検討していただきたいと思います。

以上をもちまして私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

少し早いんですが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

それでは、2件お尋ねをします。

2013年9月7日、ブエノスアイレスで開催された第125次国際オリンピック委員会総会にて、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定し

ました。ご承知のとおり東京での開催は昭和39年以来56年ぶりとなり、経済効果は昨年から2020年までの8年間で、生産誘発額約3兆円、付加価値誘発額が1.4兆円、雇
用者所得誘発額は約7,500億円と試算され、他の識者の予測では3兆円どころか3倍
強の10兆円はいくだろうと言われております。招致が決定した後の意見では主に東日
本大震災の被災地と絡めた議論が多く、大会本部としても被災地に対する一定の配慮
がなされると推察されております。既に宮城県ではサッカー競技の開催が決定してお
りますが、経済、観光、競技、サポートなど、大和町はオリンピック・パラリンピッ
ク大会にどうかかわりを持てるのか研究をなされているのでしょうか、お尋ねをいた
します。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、2020年、平成32年オリンピック・パラリンピッ
ク競技大会の開催都市が東京に決定され、昭和39年以来56年ぶりのオリンピック・パ
ラリンピック競技大会が開催されます。この大会は東京都心中央区晴海の晴海埠頭周
辺に建設される選手村から8キロメートル圏内に大半の競技場を配置したコンパクト
な設計が特徴であり、既存の施設を有効活用するなど予算面にも配慮された計画とな
っております。しかし、一部都心で競技のできない射撃やゴルフについては埼玉県で
開催される予定となっております。またオリンピック・パラリンピックの開催及び準
備期間におけます東日本大震災被災地支援策としまして、復興・復旧の後押しや世界
へのアピールといった観点から、関連する事業を大会準備期間から大会終了という時
系列に沿ってどのように展開するかもあわせて検討されておりました。スポーツの持
つ人々を勇気づけ前向きにさせる力、人々に希望を与える力、1つの目標に向かって
人々を結びつける力に着目し、被災地の人々を元気にする事業、また特に若者に対し
て将来への夢や希望を与えることや、復興の課程、復興後の姿を被災地から世界に発
信する被災地支援策の検討が行われました。この検討内容は、東京招致委員会のメン
バーとして加わっている岩手県、宮城県、福島県の東北3県の知事と東京都が合同で
開催した復興専門委員会の中で策定された32の事業で、主な支援策は次のとおりで
ございます。1つはサッカー予選会場の1つとして宮城スタジアムを使用すること、2
つには聖火リレーに被災地の住民が参加し三陸海岸沿いをリレーすること、3つ目に

は競技施設の建設や改修には被災地の企業を中心に発注すること、4つ目には大会開催前における各国の事前合宿地として東北地方を中心に提供すること、5つ目としまして被災地の中高生が大会の式典や文化イベントに積極的に参加すること、6つ目は大会期間中に東北を紹介するイベントを都内各地で開催することなどが被災者支援策として予定されているところでございます。また宮城県では、サッカー競技のスムーズな運営や被災地を通る聖火リレーが宮城県から出発するように働きかけることなど、文化振興、環境美化、観光、国際交流、食材・県産品のPR、標識の問題、空港アクセス鉄道の問題、公園管理、治安などさまざまな問題を開催するまで調整するために2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部会議を設置し、大会を契機に大会前から大会終了後も継続的に施策が実施されることが大切であることから、今後数年をかけて協議することになっております。

本町といたしましては、宮城県や近隣市町村と連携を図りながら、町や住民がこれから東京オリンピック・パラリンピック競技大会にどのようにかかわりを持てるかを研究・検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

当時私は8歳でした、昭和39年ですか。当時を振り返ってみますと、国道4号線まで日の丸の小旗を振るために国道沿いに整列してトーチリレーを見学したことをまだ鮮明に記憶しております。半世紀たってもそれだけの記憶に残ったイベントだったなというふうに思っております。ここにいる方の中にはそういったことがあったという事実を知らないというか、報道では知っていますけれども、まだ生を受けていない方もいらっしゃるというような時代ですから、そういう意味では非常に長い期間がたったんだなと改めて感じました。

そこで、今回大和町としてオリンピックにどうかかわりが可能なのか、あるいはしていこうとしているのか、していないのか、6年先とはいえ着々と準備が進む中で、町としてできること、できないことを今回いろいろ議論させていただきたいというふうに思います。今回の大会を開催するに当たって、準備委員会はホストシティタウン構想という構想を立てて、その準備に入っておりますが、このことについてはご

存じでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ホストシティタウン構想、名前は聞いておりますけれども、具体的内容については存じておりません。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これは、このオリンピックの成功に向けて全国の自治体と参加国、地域との相互交流を深めて、オリンピック運動、横文字でいうとオリンピックムーブメント、どこかで聞いたことがあるような、これを掲げているんです。要するに自治体がどういう形でオリンピックにかかわれるか、その活動を通じてオリンピックの機運を全国津々浦々から盛り上げていこうという構想のようであります。これに対する具体的な交流のアイデアをこの9月までに各自治体から募集しているという事実があるんですが、先ほどの町長の答弁ですと聞いたことはあるけれども具体的にはというようなお話ですから、この構想、アイデアだとかそういったものについても多分ご存じないし、それに向けての活動もまだしていらっしやらないんだと思うんです。この構想では参加を希望する市町村などを登録して、要するに東京五輪と地域がどのようにかかわって、応援する側なのか、あるいは選手側なのかを含めて交流をしていくために行政がどういうふうに加わっていけるのかということを考えているということで、2年後のリオデジャネイロのオリンピック後に具体的には活動は開始されますけれども、そのアイデアは先ほど言ったようにことし中に、9月までに募集を終わらせるというような、第1次だと思えますけれども、そういう段取りになっておるわけであります。それをまとめて東京の準備委員会のほうでは来年の春に向けて計画を立てるという段取りになっているという時期だそうであります。ですからこの半年の間にさまざまなそういったアイデアを募集して実行に移すという状況になっているようであります。

先ほど申しあげましたようにスポーツというのは競技そのものを行う方と、それを

観戦する方と、それをサポートする、競技そのものをサポートする、ざっと見てもその3パターンの役割というのがあるわけです。そういった中で、特に教育関係、教育長にも深くかかわることになりますけれども、ボランティアとして大体今の予定では8万人を想定しているということなんです。この8万人というのはどうやって育てるかという、今、東京の大学何十校かにその育て方について研究をさせていて、それを東京都の高校と中学校の中で実践をして、それを全国に広めようという段取りのようなんです。ということで、先ほど申し上げましたように宮城県でも競技が一部行われます。9月2日あたりの情報ですと、答弁書の中では埼玉県で行われる予定のそのクレー射撃ですか、これを村田町に誘致しましょうというような話も報道でなされて、これは村田町長を通じて県のクレー射撃会長なんかが要請をしているというような状況もあって、なお宮城県というのはいろいろな形で今後そういう動きが出てくるんだろうというふうに思っております。

そこで、そういう情報をいち早くつかんで、まず先ほど言ったボランティアを育てるために、6年後という今の小学生、中学生がちょうどその適齢期としてその大会を迎えることにもなるんだろうと思いますので、教育現場にそういった情報を素早く流して、そのボランティアを育てていくという教育を受理していただきたいと思うのと、2つ目としては、答弁書の中にもありましたけれども、聖火リレー、トーチというらしいですけれども、これのコースの決定に当たってはほとんどが政治力だと言われているんです。ですから、そういった意味では先ほどのお話にあった被災3県の知事さんたちのお話で、石巻を出発点にして沿岸部を走らせましょうということは私も伺っておりますが、コースは1つだけとは限りませんので、ぜひ56年前の再来というような形でこの4号線沿いを走っていただけるように沿線の自治体の方々と一緒に活動されてはいかがかというふうに思うんですが、どのようにお考えになるでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まずそのホストシティタウン構想たるものについて、9月までということだそうでございますけれども、これはボランティアの関係もあるとすれば教育委員会とかそういったことにも何らかのアクションがあるはずだというふうに思うんですが、多分来ていないと思います。どの組織でどのようにやっておるのか早速調べたいと思います

が、こういったものについて県とかそういったところが当然加わっているんだと思いますので、その辺のちょっと確認を早速したいと思います。村田町の話は私も聞いておりました、クレール射撃はあそこに練習場がありますので、そういった動きがあるというふうに聞いておりました。そのボランティアですが、今子供たちがそのころになりますとちょうど適齢期という言い方がいいのかどうか、そういったことになってくるといってございますので、そういったことについては県のといますか、オリンピックの準備、そして大会の計画立っていますよね、あそこにボランティア組織というのが入ってございますし、そういった意味では子供たちにそういった機会を与えるということは非常にいい機会でもありましようし、それこそ50年に一遍という機会でございますので、そういったことには積極的に関わっていきたいと思っております。それから聖火のコースですが、そのとおりこれは政治力ということももちろんあるうと思えますが、お話しのとおり今沿岸部、石巻市という説もありますし、南三陸町ということもありますし、ただあれはいろいろなコースがあるというふうに聞いております。ですので、これは大和町だけではなく内陸部として、どうしても沿岸部に行くところのございますので、その辺につきましては近隣町村、町村会という形もあろうかと思えますが、その辺でそういったコースにつきまして地元を通ってもらうような活動をしてまいれたらいいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

先ほどのどこでやっているのかということですが、これはもちろん準備委員会でおやりになっていることですが、特に文科省だとか要するに国の機関の連絡会議の中でそういった取り決めをして、オリンピック準備委員会のほうと連携をとって今進めているということでございますので、その確認をとって子供たちのボランティアへの参加の指導等についてはぜひ早く着手していただけるような環境があればいいのではないのかなというふうに思っております。

あと答弁書の中にあつた競技施設の改修等は地元の企業というか被災地の企業ということでございますが、これは大和町がかかわる部分があるのかどうかちょっとわかりません。

あと4つ目に大会開催前の各国の事前の合宿地ということで東北に誘致したらどう

だというようなお話があるようでありますが、これは町としてかかわりを持つつもり
がおありなのか、今後検討するテーマなのかどうか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

合宿地ということでございますけれども、これにつきましてはただ単に泊まる合宿
と、こういう場合ですとその競技をするフィールドといいますか、そういったものを
備えた合宿というふうになってくると思っています。大和町の場合1つ特徴的なこと
をいえば自転車がございます。宮城県で今、1つになってしまうといいますか、そう
いう状況で、改築工事もやっているんですけども、競技場としてもし手を上げると
すれば自転車関係かなというふうに思っておりますけれども、ただ、泊まる場所とか
そういったことの問題もございますので、これについてはさまざまな検討が必要だと
思っております。事前の合宿についてはホームステイとかそういったことも予定はさ
れているようでございますけれども、以前にあった国体とはまたちょっとスケールも
違ってきますし、自転車だとフランスとかイタリアになってくると英語はいいけれど
もという人もいるかもしれませんし、そういうこともありますのでいろ
いろ考えなければならぬとは思いますが、特徴的な部分とすればそういったものが
1つ考えられるのではないかと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ぜひボランティアの方々に英語だけでなくフランス語とかイタリア語を勉強す
る機会も検討されるべきかなというふうに思います。教育長も考えてみてください。
ただ私としてはその事前の合宿だとかということについては、身近にそういう選手と
触れ合える機会がメリットとしてはあるのかなというふうには思いますが、町長も指
摘していたとおり一流選手、世界一を競う大会の事前の合宿等について、やはり食事
と寝床といったところが完備されていなければそう簡単には引き受けはできないだろ
うと思いますし、その費用対効果を考えると、これには余り積極的に現状としてはか

かわれないのかなというふうに私は感じております。ですのでこのことについては可能性を否定することはないですけれども、あまり積極的な検討をする項目ではないのではないのかなというふうに思っております。

この50年前のオリンピックを含めて、大和町ではオリンピックの出場選手として、パラリンピックでもそうですけれども、大和町にかかわる方が参加したケースというのはありますか。ないですか。私は申しわけないけれどもそういう方は聞いていません。ですので、そういった観点から、簡単にそういう選手を育成するということは非常に厳しいことではあると思うんですが、そういう可能性のある子供たち、仮に子供たちというかそういう適齢期を迎える年代の方々がいらっしゃるかどうかという調査だとか、あるいはそれに対する町としての仮にそういう方がいらっしゃる場合のバックアップ体制だとか、そういったことを調査する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まずオリンピックに出た人がいるかということですが、地元出身でオリンピックというのは、バレーボールの板橋選手は世界選手権には出ておられますけれども、オリンピックには出なかったと。今鶴巣かどこかに北京オリンピックで400メートルを走ったリレーの選手がお嫁さんに来たとかという話を何か聞きました。後藤君から聞いたような気がしますけれども、そういった方がいるというような。今度の町民運動会はずごいんだろうなと思っています。何かそういう方が今度来られたというような、お会いはしていませんけれども、そんなお話は聞いたところでございます。

それから子供の教育といいますか、英才教育といいますか、今の国のほうでやっているんでしょうか、県でやっているんでしょうか、子供たちを集めて英才教育的なことをやっておられます。この間、総合体育館のほうに来られて、そしてそういったトレーニングをやっていかれたというふうに聞いておりますが、そういった形で教育といいますか、やり方をやっておられて、そこには大和町の子供たちは多分入っていないというふうに思っております。ただこれからのことでございますので、これは学校のほうで把握されていると思いますけれども、そういったよく標準突破選手とかいろいろあるんですね。そういったものについて、まだ調査はしていませんけれども、

そういった方がいるのかどうか、そういったものは確認をしておく必要があるのかなというふうには思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

富谷町にはたしか水泳選手でいらっしゃいましたよね。あとは大衡村ではソウルオリンピックに出た陸上の選手のお父さんが、両親が大衡村出身、堀籠さんという方がいらっしゃいました。ということで、お嫁さんにいらした方もいるということですが、大和町出身の方が2020年に活躍する姿を仮に想像すると、みんなわくわくするんじゃないかなと思うわけであります。ですから、そういう意味でそういう原石を発掘してそういうときに活躍できる環境を、他山の石というよりは自分たちの中にそういう可能性がないのかということをおこの際十分に調査するべきではないかということをおし添えておきます。

それと、オリンピックと連動して必ず開かれるパラリンピックです。障害者大会のほうですが、これも今回の誘致にも大きくその功績があった宮城県出身のアスリートの方がいらっしゃいました。そういったこともあってこれまで以上にパラリンピックの選手についても大きな期待がかかっているんだろうと思うんです。大和町として何かその選手を育成する手段はないのかなと思ったときに、企業が今、厚生労働省のほうからご承知のように障害者の雇用についての責務を与えられているわけであります。そういう一流のアスリートでありながら、経済環境で非常に厳しい局面に立たされているという方々のほうが圧倒的に多くて、そのために競技がなかなかできないというような状況もあるやに聞いております。そこで、これは行政が絡んで、今言ったようにパラリンピックの選手を意識的に地元の企業のほうにその雇用枠を使って、企業の協力をいただいて雇用をしていただいて、その中で鍛錬を続けていただいて本大会の選手として、大和町出身の選手として送り出していけるような、そういう検討プロジェクトを立てられてはいかがかなというふうに思うんですが、どんなものでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業さんと協力してとなりますか、パラリンピックの選手の雇用ということであり
ます。今企業では確かにそういった障害のある方を雇用して、そして積極的に雇用さ
れている企業もたくさんございます。そういった専門の部署を持っている企業さんも
おいでです。専門の部署ということはそういった方を雇用して会社のいろいろなと
ころに配属するということですね。そういった形で積極的に進めておられるというこ
とでございます。企業のそういった姿勢は大切だと思っておりますし、いいことだと思
いますが、これはパラリンピックに限らずオリンピックの選手にしてもそうだと思
いますけれども、企業の所属していた場合には企業でそれなりの補助といいますか、支
援をし、またそのことに対する仕事の免除なり、そういったことをやっているわけ
です。ですから、働きながらというわけにはなかなかいかないんだと思います、このレ
ベルになると。そうなりますと企業さんの考え方というのも当然大事になってきます
し、その辺につきましては企業の考え方というものも聞きながらちょっとどういうこ
とができるのか、可能なのかどうか、そういった判断はしていかなければいけないと
いうふうに思います。町でも支援をするという形になるかどうかということもありま
すけれども、そうであればオリンピックの選手はどうなのということも出てくるかも
しれませんし、その辺はいろいろ難しいところがあると思います。ただ今企業さんが
積極的に取り組んでいることは事実でございますので、こういったことについてざっ
くばらんに企業さんに考えを聞いてみるとか、今後企業さんとしてオリンピック・パ
ラリンピックに対してどういった考えを持っているのか、今多くの企業さんが来てお
りますので、そういったことは機会を持って企業さんにも聞き、できることについ
ては一緒にやるとか、そういったことも考えられればというふうに思います。まずは企
業さんの考えとかそういったものをお聞きすることが先決といいますか、第一かとい
うふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

先ほど申し上げましたようにそのオリンピックが大和町として盛り上がる可能性が
あるとすれば、自分にかかわりのある方々がどういう形かでそのオリンピック・パラ
リンピック大会に参加しているということが非常に大きなポイントになるんだろうと

いうふうに思います。先ほど言ったボランティアもそうでしょう。観客として応援することもそうなんだろうと思いますが、今までそういう一流のアスリートというのはなかなかそう簡単には生まれないということもあって案外他人事というか、余り感覚の中に入っていなかったというのも事実なんだろうというふうに思います。この機会、先ほどから何度も繰り返しますが、そうあるような機会でもありませんし、そういうチャンスがあるかどうかまずは足元を確認した上で、今後どこに焦点を絞ってやっていけるものなのかどうか、ぜひ今回問題提起をさせていただきますので検討をしていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げましたその準備委員会のアイデア募集については、とにかくこの半年が勝負だということを、たまたま機会がありましてその招致委員会のとりまとめ役のお話を聞く機会がつい最近ございました。その際にぜひいろいろなアイデアを届けてください、そういった場合には町長が先ほどおっしゃられたように全国の各自治体からいろいろなことを言われると交通整理がつかないケースもございますので、県を通じてでもとにかくアイデアはどんどん出してくれということであるそうでもありますので、まずは自分たちとして先ほど言ったように足元、どういうことが可能なのかも含めて早く見極めた上で考え方をまとめていただければなと思います。この際、町長のお話と、あと教育関係の課題もいっぱいありますので、教育長からも一言何かあればお聞かせいただいで、この質問を終結したいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

オリンピックにつきましては私も10歳でした、当時。覚えてはいるんですけども、聖火で走った人も近所のお兄ちゃんだったというイメージでは覚えているんですが、白黒のイメージしかございませんけれども。そういったことで思い出はあるんです。体操競技でチャスラフスカとかアベベとか、そういったことはあるので、やはりそれは思い出に残るといいますか記憶に残るというふうに思っております。それとあのときあれだけたくさん外国人の人を見たのも初めてだったような気がします。そういった意味で、オリンピックというのはいろいろな刺激といえますか、それが世間にも出てくるといいますし、環境的にも子供たちにもあるというふうに思っております。今、今後の進め方ということでございますけれども、多くの子供たちといえますか町

民の人がオリンピックを楽しめるという、興味を持てるというか、そういった町でもやることによってまたオリンピックの見方も違いましょうし、またいろいろな意味での効果が倍増するというふうに思っております。皆さんからこういったことについてはいろいろなご意見を頂戴しながら進めなければいけないと思っておりますので、アイデア等につきましても皆さんからも頂戴できれば大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

私も小学校の5年生でした。講堂の真ん中にテレビを1個置きまして、観音開きのテレビでした。それで、全校の3分の1が入ってそこで見たという思い出があります。また聖火リレーも思い出にあります。ちょうどそのときは、私事ですが、実家の祖父が亡くなった1週間だから、夜は過ごしたという思い出もあわせてあります。

現在、町内、宮床地区なんですが、中学生、陸上の100メートルで東北で8位に入ったお子さんもおりますし、それから水泳で東北大会で入賞したお子さんもいらっしゃいます。本当にめったにない機会ですので、これから情報収集しまして、機会があれば参加できるような、そんなことも考えていきたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

先ほどお話しになったように多くの外国人選手あるいはそれにかかわる役員だとか家族だとか、たくさんの方がお見えになると思ひます。参加で今想定されているのが203カ国でチーム数としては2,000チームということだそうでございます。先ほど言ったようにいろいろな機会に触れ合うことが可能な2020年になろうと思ひます。その思ひを先ほど申し上げたムーブメントというか、そういう機運を高めることによっていろいろな可能性、アイデアが生まれるんだろうと思ひます。ぜひそういった意味でいろいろな機会にこのオリンピックについての話題が広まっていくことを期待したいというふうに思ひます。

それでは次の質問をさせていただきます。

あんしんコールセンターについてお伺いをします。大和町高齢者福祉事業のあんしんコールセンターサービスは、緊急通報装置の貸与、24時間見守り、安否確認を主に実施しております。核家族化、高齢化は着実に進展している中、独居高齢者や高齢者のみ世帯に対する見守りは行政にとっても大きな懸念となっており、本事業の重要性はますます高まっております。本事業の実績と課題についてどのように評価をされているのかお聞かせいただきたいと思います。中でも本町の既設機材、現在使っている機材は固定電話機型であり、無線ペンダントも利用範囲は室内に限られている状況であります。独居老人といえども元気老人は屋外の活動が活発で、室内固定機器ではカバーできません。また、コスト面でも費用は現在決して安くはないと考えております。現契約の見直しや新たな機種への更新が必要と思われれます。利用者への抵抗感が大きい現在の大型の通報装置や他人が家庭に入ることによるプライバシーへの不安を軽減するため小型で高機能な見守り端末への変更が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではあんしんコールセンターについてのご質問でございました。本町におきましては、日常生活の生活支援対策といたしまして、町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方及び高齢者のみの世帯の家庭内におけます事故防止をするための取り組みといたしまして、地域自立性生活支援ネットワーク事業あんしんコールセンター事業を実施しているところでございます。あんしんコールセンター事業につきましては、24時間365日電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等を行い、緊急時の通報受信に加え、日常におきましてもさまざまな相談等の対応、コールセンターから利用者への安否確認サービスを行っているところでございます。

初めに事業実績でございますけれども、平成24年度におきましては利用人数が39人でございまして、事業費につきましては140万6,000円でございます。平成25年度におきましては利用人数が46人で、事業費につきましては150万2,000円となっているところでございます。なお、今年度におきましては8月末現在で利用人数は47人となっているところでございます。議員ご指摘のとおりペンダント発信機につきましては室内

での利用範囲であるために、庭先での作業時には不可、使えないであるとか、あと防水仕様となっていないという課題もありますが、利用者等からは急変時、緊急時に通報等でコールセンターに連絡ができること、定期的に安否確認の連絡をもらえること等安心して生活できるといった意見も頂戴しているところでございますので、引き続き会議、研修会等の機会にこういった利用者の声をご紹介してまいりたいと考えております。

次に、あんしんコールセンター事業の現契約の見直しや新たな機種への更新・変更についてでございますが、現業務委託契約につきましては平成24年4月1日から平成27年3月末までの委託期間となっております。緊急事態を察知・通報する見守りあんしんコールセンターサービス事業につきましては、通信技術の革新が進んでおり、より効果的な機能も開発されておりますので、引き続き情報の収集を行い、国で示す補助要件及び町から示しております業務委託仕様内容等を精査し、関係法令にのっとり平成27年4月からの業務委託契約の締結をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まずそれでは予算関係、費用の面でお尋ねをします。平成24年度で140万円、一昨年ですね。昨年度で150万円という予算だそうです、このうち利用者そのもの、利用者から負担をしていただいている費用、そして行政が、町が負担している金額、そういった内訳について、もし町長がおわかりでなければ担当者のほうからでも結構ですので、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

内訳詳細につきましては担当課長から説明させます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

ただいまの高平議員のご質問にお答えをさせていただきます。利用者のほうからの負担につきましてははとってはおらないところでございます。事業費そのもの、平成24年度につきましては140万6,000円をそのままうちのほうで支出させていただいているところでございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

これは課税世帯と非課税世帯によって対応が違うんだろうと思いますが、これは課税であっても非課税であってもこの金額一切とらないということは事実なんですか。それとあわせて、この1基当たりの単価とすると単純に事業費150万円を47件で割ったのが個人に対するかかった費用、大まかにかかった費用という理解でよろしいのかどうか、お聞かせください。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

ただいまのご質問につきましても課長より説明申し上げます。

議 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。大和町高齢者生活支援生きがい健康づくり事業の実施に関する条例ということで利用者負担等そういったものを定めさせていただいておるところでございます。それに基づきまして、先ほど議員のほうからお話のありました利用者負担につきましてははとつてはいないということで、また、

あんしんコールセンターサービス事業について課税・非課税ということで所得の意味合いでのご質問かと思うんですけれども、条例上は所得制限そのものは設けておらないところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

もう1つ細かいことで恐縮だけれども、課長からの答弁で結構ですのでお聞かせください。これを申請して、これを要するに無償で貸し出すわけですよね。その貸し出すときに必要な条件というのはどういうものがありますか。例えば見守りする人が何人必要だとか、連絡員が必要だとか、そういった具体的な事例がどのように設定されているのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そのことにつきましても課長から説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

ただいまのご質問でございます。申請をいただきまして、当然緊急連絡先ということで親族の方が必要になりますし、あと協力員といたしまして3名の協力員をこちらのほうで求めているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これは協力員が3名いないと貸し出せないというような形になっているんですね。これ緊急通報で、万が一があったときに連絡をくださいというようなやつで、こういうさまざまな条件というか、そういう3名いないと貸せませんよだとかという条件が果たして妥当なんでしょうか。それも確認すると町内に在住するなんてより限定した条件ですよ。今、お話にあった核家族だとかそういう状況の中でひとり暮らしの方がどんどんふえている中で、確かに親は心配だけれども同居できていないだとか、ただ安否については心配だというようなときに、大和町内だとか何とかということで限定して、それもないとできませんよというような条件というのはいかがなものかと私は思うんですが、町長、どうですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
協力員の皆様方をお願いしていることにつきましては、何か緊急のことがあった場合に至急その現場に行っていただくということでございます。それで、協力員の方につきましても3名という人数の問題というのはあろうかと思えますけれども、できれば近場にいてほしいと。遠くでは緊急の場合助けにといいいますか、確認に行くということも難しいということで、そういったことで町内ということの規定しているというふうに思います。また3名という人数につきましても、お一人が必ずおいでということでもない、安全面を見てという3人ですが、逆にそういった使うほうの方から見た場合に3人はそんなにいるかといった場合には、そういったこともあるのではないかとというような思いもございます。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)
この事業のその条件等についてはぜひ見直すべき条項がいっぱいありますよ。これについて現状に合った方向に早急に改善していく必要があると思います。
本来の機器のほうの話になりますけれども、先ほど予算でいったように50人余りの方に年間150万円、月額でいうと約4,000円弱という費用、これも所得制限なしで無償

で貸し出しているということでありましてけれども、これもちょっとどうかというふうに思うんです。まずこの予算なんです、4,000円コストというのは高いですよ、今の時代にしては。今私が知り得ている範囲では、1,200円というのがあります。それもその自治体では貸し出し基準としては所得がある世帯、要するに課税世帯ですね、そちらにはその金額を有償でお貸ししますということです。当然税金が払えない方については有償、それでも1,200円です。ですからこの予算でいうと4割の予算、年間で60万円そこそこ、65万円ぐらいで同じ世帯に対して無償で全部貸し出せるんです。ですから、予算の組み立て見直しはもう早急にさせていただかなきゃならないというふうに思います。今の話をさせていただいて、額面としては年間150万円と非常に少ないとは思われますが、反対にいうと貸出件数を2倍以上にふやせるということになるんです。こういったことについてどういうふうに考えますか、町長、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

費用対効果といいますか、そういったことというように思っています。これは以前にも浅野議員からご質問があって、いろいろな機種があると、連絡の方法も変わってきているということで、いろいろご意見を頂戴したところでございました。この内容について、大和町の場合は24時間相談という部分があります。それで、常にあちらが待機をして、どこでもそうなんでしょうけれども、お話を聞くといいですか、実績の中でも寂しくてというわけではないんですが、そういった対応も、本来の目的とは違うんですけれども、というようなことがあって、そういった分の人件費とか、そういった部分で割高になっている部分もあるのではないかと、これは私一人でのあれですが、そういったところもあるのではないかとというふうに思っております。なおその安価にできる方法があるという現実がございますので、そういったものと今やっているものとのサービスの度合いの違い、必要なもの、必要でないものといいますか、そういったものについては精査をしていかなければいけないと考えております。今契約期間が先ほど申しましたけれども本年度までということでもございまして、今の契約につきましては今の形でということになりますが、次期に向けましてその内容の精査、またはその機種において遠くに離れてもできるとか、そういったことがいろいろあるよ

うでございますので、そういったものについていろいろほかの自治体も見るとか機種の研究をすとかしながらより効果的な、そして皆さんに使ってもらいやすいような制度にしていきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

前に浅野議員からの提言もあったというお話でございます。それだけ日進月歩で機器も改良されておりますし、今町長がおっしゃられたようなその相談業務も当然含まれて、今はさらにはGPS機能がついていて、言ってみれば徘徊等で行方不明になったとか、そういった場合にもその居場所を特定できるだとか、いろいろな機能が備わっています。あとは自動的に発報があれば子供さんたちやら関係機関あるいは消防署等にメールが直接届くだとか、そういうことで機能はもうすごく高まっておりますから、ちょうどたまたま半年後にそういうことがあるというふうに答弁の中にありましたけれども、今回これは必ず見直す必要があります。この間、実際に今使っている機械も見せていただきました。これはもう耐用年数がとっくに過ぎているような形の機械であります。これはこの際、それを廃棄するだとか何とかじゃなくて、どうしても使いたないそういうものがいいという方にはそのままお使いいただくにしても、新たな機材を投入しても先ほど言ったように予算的にはもう半分もかからないで済むということになりますから、ぜひ見直しをしていただいて改良、改善を進めていただいて、それこそ安心の見守りをより確実なものにしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時58分 休 憩

午後3時08分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 「議案第 5 1 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

日程第 4 「議案第 5 2 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

日程第 5 「議案第 5 3 号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

日程第 6 「議案第 5 4 号 大和町インフルエンザ等対策本部条例」

日程第 7 「議案第 5 5 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 5 6 号 平成 2 6 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 9 「議案第 5 7 号 平成 2 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 5 8 号 平成 2 6 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 1 1 「議案第 5 9 号 指定管理者の指定について」

日程第 1 2 「議案第 6 0 号 字の区域をあらたに画することについて」

日程第 1 3 「議案第 6 1 号 字の区域を変更することについて」

日程第 1 4 「議案第 6 2 号 大和町行政区設置条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 3、議案第 51 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から、日程第 14、議案第 62 号 大和町行政区設置条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

それでは議案書 1 ページをお願いいたします。あわせまして議案第 51 号関係の資料、

条例議案説明資料もお願いいたします。

議案第51号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設されました。新制度では国の基準を踏まえ、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることを規定されたことにより条例を制定するものでございます。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

概要でございますが、子ども・子育て新制度では、子供のための教育・保育に係る給付が創設されました。給付の対象となる施設・事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となります。特定教育・保育施設とは、表の中にあります認定こども園、幼稚園、保育所・保育園であります。給付に関しましては施設型給付となるものです。右側のほうです。特定地域型保育事業では、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業が対象となります。給付に関しましては地域型保育給付となります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

この運営に関する基準を定める条例の構成を示しております。第1章から第3章第3節までの構成で、第1条より第52条までの条例となっております。特定教育・保育施設関連は第4条から第36条まで、特定地域型保育事業に関しては第37条から第52条までの条例となっております。

議案書のほうにお戻りください。

第1条は条例の趣旨を示したもので、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき基準を定めるものです。

第2条は条例における用語の意義を定めるもので、1号から24号まで掲げております。

3ページをお願いいたします。

第3条第1項から第4項では特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定めたもので、内容は基準省令のとおりとしております。

その下の第2章第1節利用定員に関する基準でございます。

第4条第1項、第2項は特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めているもので、内容は基準省令のとおりとしております。

4ページをお願いいたします。

第2節は特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるもので、第5条から第34条第2項までの構成としております。

第5条第1項から第6項までは、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い保護者の同意を得ること、また、文書のほか電子情報制御処理組織の仕様を定めております。

10ページをお願いいたします。

第17条は認定子供または保護者に対する相談及び援助について、第18条は緊急時等の対応について掲げております。

第20条第1号から第11号では特定施設の運営についての重要事項、運営規定の整備について定めております。

隣の11ページです。

第21条は職員の勤務体制の確保、第22条は利用定員の遵守。

12ページをお願いいたします。

第26条は懲戒に係る権限の濫用禁止等をここで述べております。

下の欄で、第28条1項、2項は施設の情報の提供等を定めております。

13ページになります。

第30条1項から5項は苦情解決窓口の設置や報告義務などを定めております。

第31条は地域との連携についてここで定めております。

15ページをお願いいたします。

第2章の第3節は特定施設型給付の支給対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めているものです。

第35条は特別利用保育の基準、第36条は特別利用教育の基準を定めております。

16ページをお願いいたします。

第3章第1節は特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めております。

第37条第1項は、事業の利用定員を、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育型事業A・B型は6人以上19人以下、同じくC型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人ということで定めております。

17ページの第3章第2節でございますが、運営に関する基準を定めております。

第38条より第50条までなんですが、この構成は前に前文の第5条から第34条までの特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用しておりますので、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

23ページをお願いいたします。

第3節は特定地域型保育給付費に関する基準を定めているものでございます。

この中で第51条、第52条につきましては特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の基準を定めております。これにつきましては、前段の第35条、第36条、特別利用保育、特別利用保育の基準を準用しております。

24ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条、この条例は法の施行の日から施行するものでございます。

第2条につきましては特定保育所、これは私立の保育所になります、に関する条例でございます。特定保育所が特定教育保育を提供する場合は、当分の間、施設型給付にかえ委託費の支払とすることができるというものでございます。施設型給付にまだ移行できない場合、今と同じ業務委託費の中での支払いができるという読みかえでございます。

第3条は施設型給付等に関する経過措置でございます。

1号で認定型子供の施設型給付の額について、当分の間、全国统一費用部分いわゆる義務的経費といっているものなのですが、あと地方単独費用部分、これは各施設よっての割増分という考えでございます。その合計額とすることができるというものでございます。

第4条は小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置でありまして、施行の日から起算し5年を経過するまで6人以上15人以下とするものでございます。

第5条連携施設に関する経過措置でございます。連携施設の確保が困難である場合は、施行の日から起算し5年を経過する日まで確保しないことができるものでございます。いわゆる小規模保育施設というものは、何らかの事故等があった場合補償ができないものですから、認可保育所と連携する契約を結んで事業を行うというやり方で子供の安全を補完するというものが条件づけられております。それが必ずしもすぐに連携施設が契約できないという場合も5年間は認めるというものでございます。

以上でございます。

続きまして、27ページ、議案第52号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。あわせまして説明資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

この条例は、同じく子ども・子育て三法の改正によりまして、児童福祉法も改正されました。それによって児童福祉法第36条の16第2項の規定が改正され、家庭的保育

事業等、先ほど挙げました家庭的保育から事業所内保育事業までの4つの事業ですが、この事業の設備及び運営に関して条例で定めるものがございます。

説明資料のほうで説明をさせていただきます。

1 ページでございます。

家庭的保育事業等の概要でございますが、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象として多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしております。

下の段でございますが、これは各事業の特徴としまして家庭的保育事業、それから小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の形態、規模、利用できる人数、場所等をお示ししております。

3 ページをお願いいたします。

この表は、国が示す基準の主な内容でございます。左側にある保育所、これが基本となったものでございます。家庭的保育事業等では、利用できる対象の児童はゼロ歳から2歳までとなります。保育所の部分では職員から処遇までの基準が参考となっております。小規模保育事業ではA型・B型・C型の3つの種別で開設できるもので、A型につきましては利用定員が、先ほども申しておりますが6人から19人まで、そして全職員が有資格者、いわゆる保育士となります。真ん中の欄のB型については、6人から19人以下で、職員の資格が2分の1となります。ですから残りの2分の1の方は資格がなくても人数を確保できれば事業ができるというものです。C型については、利用定員が6人から10人以下で、職員の資格が家庭的保育者というものでよいということになっております。家庭的保育者というものは、県及び自治体が行う研修を受けた者で、町長が認める者という資格になってきます。

4 ページをお願いいたします。

家庭的保育事業でございます。これにつきましては利用定員が5名までです。職員の資格が家庭的保育者、保育室の面積は9.9平米以上ということになります。その横の事業所内保育事業では、定員が20名以上の場合では保育所の基準と同様となり、定員が19名以下の場合は小規模保育事業A型・B型の基準と同様のものになります。右側の居宅型訪問保育事業では、利用定員は1名として、必要な研修を修了した保育士が行うものがございます。

5 ページをお願いいたします。

これは本条例の文の構成を示しております。第1章は、第1条から裏面第24条まで、

家庭的保育事業等の運営に関するもの、全体のものの運営です。

済みません、6ページをお願いいたします。

第2章は、一番左側ですが、第22条から第26条については家庭的保育に関する設備の基準についてでございます。同じく第3章で小規模保育事業の区分ということで、これは第28条から第4節の第36条まででございます。同じく居宅訪問型につきましては第37条から第41条まで、事業所内保育事業の基準に関しましては第42条から第48条までという基準でこの条例を構成しております。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

第1条は条例の趣旨を示したもので、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

第2条は条例における用語の定義を定めております。

28ページをお願いいたします。

第3条、第4条は最低基準の目的等を定めております。

第5条から第21条までは家庭的保育事業等の共通の基準を定めるもので、内容は基準省令のとおりとしております。まず第5条の家庭的保育事業所等に求める一般原則から、最終34ページになるんですが、第21条になりますが、その間、保育所等の連携、あと非常災害対策計画、訓練、あと家庭的保育事業所等の職員に求められる一般的要件、技能向上のための研修等の機会、衛生管理の基準、食事の提供の基準、家庭的保育事業者の運営規定や帳簿の整理などを定めております。

飛びますが、34ページをお願いいたします。

第2章で家庭的保育事業は固有の基準を定めるもので、これは第22条から第26条までの構成となっております。

第22条では家庭的保育事業を行う施設・設備の基準から配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することのできる乳児数、保育時間の基準、保育内容の基準について定めております。

次のページ、36ページをお願いいたします。

第3章からは小規模保育事業の固有の基準を定めているもので、第27条から第36条までの構成となっております。

第27条は小規模保育事業の区分、先ほど述べましたA型からC型までの区分が載っております。

第2節につきましては、第28条から第4節の第36条までにつきましては小規模保育事業A・B・C型の事業所の設備の基準、職員体制、利用定員、保育内容、保護者と

の連絡等について基準を定めております。

41ページのほうまでお願いいたします。41ページ、下の段になります。

第4章でございます。居宅訪問型保育事業の固有の基準を定めておりまして、ここにつきましては第37条から第41条までの構成となっております。

第37条の提供する保育の内容から事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳児数、連携施設の確保等を定めております。

42ページをお願いいたします。下から3段目です。

第5章事業所内保育事業の固有の基準を定めるもので、これにつきましては第42条から第48条までの構成をしております。

第42条の利用定員につきましては利用定員の設定、第43条から第46条では利用定員の規模に応じて異なる基準を定めております。利用定員が20名以上の場合は保育所と同様の基準ということで、先ほど説明したとおりでございます。

48ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条、この条例は法律の施行の日から施行するものでございます。

第2条につきましては食事の提供の経過措置になっております。

第3条につきましては連携施設に関連する経過措置でございます。先ほど申し上げたとおり、平成27年4月からの施行でございますが、すぐに連携施設と契約がとれるものではございませんので、これに対しての経過措置ということです。

第4条につきましては小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置を挙げております。

第5条については小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置でございます。これにつきましては10人までの利用定員ですが、6人から15人までとしているものでございます。

第52号については以上でございます。

続きまして、議案第53号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例は、子ども・子育て支援関連三法の改正により児童福祉法が改正され、児童福祉法第34条8の2項が追加されたもので、町がこの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関して条例で基準を定めるということになったものでございます。

同じく議案第53号の説明資料をごらんいただきたいと思います。

この中では、国の基準がございまして、これについて町として国の基準を受けなが

ら基準案として考えたものでございます。これについてはこの後でござらんいただきましたいなと思ひます。

議案書にお戻りください。50ページになります。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条は条例における用語の定義を定めております。

第3条、第4条は最低基準の目的等を定めております。

第5条から第21条は改正後の第34条8の2により条例に委任された基準を定めております。

51ページをお願いいたします。

第5条第1項から第5項につきましては放課後児童健全育成事業者の一般原則を定めたもので、当該児童の健全な育成を図ることを目的に行わなければならないということ定めております。

第6条では事業者に対し非常災害に対する具体的計画と訓練を定めております。

第7条、第8条では、事業者の職員の一般的要件や知識及び技能向上のため研修等の機会を確保しなさいということ定めております。

52ページをお願いいたします。

第9条では事業所の設備基準を定めており、第1項は遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設けること、第2項では専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平米以上とすることを定めております。

第10条では職員の配置基準及び資格要件を定めており、第1項、第2項では事業所ごとに放課後児童支援員を置き、支援員の数は1つの支援単位ごとに2人とすることとしております。

第3項では、支援員は各号の資格を有する者で、都道府県が行う研修を修了した者でなければならないこと、第4項では、支援の単位を構成する児童の数は40人以下とするというものでございます。

53ページをお願いいたします。

これにつきましては第11条から第17条なんですが、事業者が運営を行うに当たり衛生管理面での必要な措置、運営規程、帳簿等の整備について定めております。

55ページをお願いいたします。中段でございます。

第18条は事業所の開所時間及び日数を定めたもので、開所時間につきましては小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすること、第2項で

は開所日数は1年につき250日以上行うことを定めております。

その下、第19条から第21条までは保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応について定めております。

56ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条、この条例は法令の施行の日から施行するものです。

第2条は放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めたものです。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

議案第54号 大和町新型インフルエンザ等対策本部条例でございます。

恐れ入りますが、議案第54号関係説明資料をお願いいたします。

初めに、条例案の概要でございます。

条例案名大和町新型インフルエンザ等対策本部条例でございます。

概要でございます。平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、政府行動計画の実効性を高め、新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民や経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたところでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条で準用する同法第26条の規定に基づき大和町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、制定後の体制につきまして整理を行うものでございます。

1といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法についてでございます。まず特別措置法の概要でございます。①といたしまして、事前の準備として国、都道府県、市町村は新型インフルエンザ等の対策の実施に関する行動計画の作成についてでございます。②としまして、国、都道府県における対策本部の設置及び新型インフルエンザ等緊急事態における市町村対策本部の設置についてでございます。③といたしまして、登録事業者、従業員等に対する特定接種の実施を行うことについてでございます。④といたしまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う蔓延防止に関する各種措置を講じなければならないことについてでございます。

2といたしまして、大和町新型インフルエンザ等対策本部条例案及び今後の体制についてでございます。大和町災害対策本部条例及び大和町災害対策本部運営要綱に基づく体制を基本とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の体制を条例、要綱により整備を行ってまいりたいというものでございます。

次のページをお願いいたします。

大和町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要でございます。政府行動計画及び宮城県行動計画に基づき、本町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、国、宮城県、医療機関、ライフライン事業者等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進するというものでございます。

まず対象とする感染症でございます。新型インフルエンザ等感染症及び新感染症でございます。次に、対策の目的でございます。感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。また、町民生活・経済に及ぼす影響が最小限となるようにするというものでございます。次に、対策実施上の留意点でございます。まず基本的人権の尊重、危機管理としての特措法の性格、関係機関相互の連携協力の確保、記録の作成・保存でございます。

次に、行動計画の位置づけでございます。政府行動計画、宮城県行動計画を受けまして町の行動計画を策定するものでございます。

基本的戦略でございます。社会状況に応じて臨機応変に対応する、迅速かつ的確な情報の提供、国、県、町、町民、医療機関、公共機関、事業者等との役割分担と連携強化でございます。

次に、町の行動計画の構成でございます。第1章といたしまして新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、第2章といたしまして新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針、第3章としまして、各発生段階における対策としまして未発生期から6の小康期までの各段階における具体的な対策を主要6項目の各項目に該当する形で記述を行ってまいります。

次に、対策実施上の留意点でございます。対策の効果、概念図といたしまして対策なし、対策ありといたしましてグラフで明示させていただいておるところでございます。参考といたしまして、本町の流行規模、被害想定でございます。発症率を全人口の25%といたしまして、医療機関受診患者数約2,800人から5,390人、死亡者数45人から140人、従業員の欠勤最大40%程度と想定をいたしておるところでございます。

なお、市町村行動計画につきましては11月までに作成をいたし、12月議会でご報告を行い、県のほうに報告を行ってまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、議案書57ページにお戻りをお願いいたします。

57ページ、議案第54号 大和町新型インフルエンザ等対策本部条例でございます。

第1条の目的から第5条の委任まで5条にわたって構成されております。

第1条目的でございます。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において読みかえて準用する法第26条の規定に基づき、大和町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条組織でございます。新型インフルエンザ等対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

2項といたしまして、新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、及び対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3項といたしまして、新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4項といたしまして、対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5項といたしまして、前項の職員は、町の職員から町長が任命するというものでございます。

次に、第3条会議でございます。本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を招集する。

2項といたしまして、本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができるというものでございます。

第4条部でございます。本部長は、必要と認めるときは対策本部に部を置くことができる。

2項といたしまして、部に属すべき本部員は本部長が指名する。

3項といたしまして、部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4項といたしまして、部長は部の事務を掌理するというものでございます。

第5条委任でございます。この条例に定めるもののほか、対策本部に必要な事項は本部長が定めるというものでございます。対策本部が設置されていない場合にあっては町長ということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

59ページをお願いいたします。

議案第55号でございます。大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず改正の趣旨としましては、国におきまして健康保険法施行令等の一部改正を行ったことにより、出産育児一時金の見直しを行うものでございます。関連する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

説明資料、条例新旧対照表のほうをごらんください。第55号関係でございます。

改正の内容につきましては、資料の1ページをごらんください。

出産育児一時金の支給額42万円になりますが、これにつきましては変更がございません。その内訳の内容が変更となるものでございます。旧のところをごらんください。出産育児一時金、39万円と、これに3万円を加算するということになってございます。加算分につきましては産科医療保障制度の掛け金となっているものでございます。今回はこの掛け金の見直しに伴う変更でございます。新のところをごらんください。出産育児一時金、40万4,000円と、これに1万6,000円を加算すると変更されるものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、59ページをごらんください。

第6条中「39万円」を「40万4,000円」に、第6条中「3万円」を「1万6,000円」に改めるものでございます。

附則としまして施行期日です。これにつきましては平成27年1月1日からの施行ということになります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書の60ページをお願いいたします。あわせまして歳入歳出補正予算

事項別明細書第4号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせて準備をお願いいたします。

議案第56号 平成26年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億2,537万1,000円を追加いたしまして、予算額を98億3,354万5,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては債務負担行為の追加をお願いするものでございまして、議案書64ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正、追加であります。健康管理システム等賃貸借でございますが、期間は平成27年度から31年度までで、限度額につきましては5,737万8,000円でございます。次に、放課後児童クラブ運営につきましては、期間が平成26年度から29年度まで、限度額は3,994万2,000円でございます。次に、体育施設運営管理は、期間が平成27年度から31年度までで、限度額は3億3,750万円でございます。

それでは、大和町の歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）の別冊資料のほうをお願いいたします。3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金は、景気回復の効果を全国に波及させるため、国の経済対策として交付されますが、地域交付金3,105万9,000円でございます。

同じく2目民生費国庫補助金であります。4節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び5節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金は、交付対象者の増加見込みにより給付事業は100万円を、給付事務費は2万3,000円の補助の追加を見込むものでございます。

同じく2目6節児童福祉費補助金581万9,000円につきましては、補助制度の改正により国県市町村の負担割合が変更になったことから、予算の組みかえを行うものでございます。一時預かり事業費につきましては214万6,000円、保育士処遇改善事業費につきましては358万5,000円、乳児家庭全戸訪問事業費8万8,000円を見込むものでございます。

同じく3目衛生費国庫補助金は、がん検診事業としまして40万4,000円を見込むものでございます。

同じく8目特定防衛施設周辺整備調整交付金はSACO分について追加交付があったもので、4,860万円を追加しようとするものでございます。

同じく3項委託費は自衛官募集事務の追加交付決定があったものでございます。

次に、16款2項2目民生費補助金の3節児童福祉費補助金につきましては、保育対策促進事業41万8,000円、放課後対策事業費13万2,000円はそれぞれ追加を見込むものでございます。また、補助制度の改正によりまして国縣市町村の負担割合が変更になったことによりまして予算の組みかえを行うもので、一時預かり事業費は107万4,000円、保育士処遇改善事業は250万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。乳児家庭全戸訪問事業費8万8,000円は予算計上科目を変更するものでございます。地域少子化対策強化事業費29万1,000円は新たに交付決定となったものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

同じく3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、補助制度の改正によりまして、乳児家庭全戸訪問事業について予算科目の変更により減額となったものでございます。

同じく2節環境衛生費補助金は、再生可能エネルギー等導入事業費の増加により180万3,000円の追加を見込むものでございます。

同じく4目農林水産業費県補助金7万8,000円は、農業経営対策地方公共団体事業費として積雪被害のあった農業ハウスへの補助に対する追加交付分を見込むものでございます。

同じく3項委託金1目総務費委託金は、全国消費実態調査費13万5,000円及び経済センサス調査費35万4,000円の追加交付を見込むものであります。

20款1項1目繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金のうち1億7,317万円を今回歳出見合いで見込んだものでございます。

21款3項3目土木費貸付金元利収入は土地開発資金といたしまして大和流通株式会社へ貸し付けをしておりましたが、5,924万円の償還があったものでございます。

同じく4項受託事業収入2目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構事業業務に関しまして委託費として20万7,000円を見込むものでございます。

同じく5項雑入3目雑入でございますが、災害対応型バルク及び発電施設設置事業に対しまして日本LPガス団体協議会から363万3,000円、全国LPガス協会から250万円の交付決定がされたものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

5ページの歳出になります。

1款1項議会費であります。2節、3節、4節人件費につきましては4月の人事異動に伴います一般職員の給料、各種手当、共済費の調整を行ったものであります。以下各款の2節、3節、4節の人件費の関係につきましては同様の調整を行ったものでありますので、以後説明は省略させていただきます。

議会費の8節につきましては議会広報への小中学生からの寄稿に対する謝礼、9節旅費につきましては議会活性化調査特別委員会ワーキングの先進地視察及び指定廃棄物最終処分場反対に関する要望活動の費用弁償と普通旅費になるものであります。

11節需用費につきましては、議会広報等の視察に係るお茶代等であります。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

6目企画費でございます。

11節需用費でございますが、吉田地区のテレビ共同受信施設であります自立鋼管柱の修繕のため、工事請負費からの予算組みかえにより補正をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、町民バスの利用状況や町民の意向を把握するため、住民アンケート調査の郵便料の補正をお願いするものです。

13節委託料につきましては、町民バスの見直しなどのため地域公共交通計画を策定することとしておりましたが、地域交通の関係者で組織しております協議会の地域公共交通会議が国土交通省の補助制度を活用しこの計画を策定することとなりましたので、減額をするものでございます。

15節工事請負費は、吉田地区のテレビ共同受信施設の修繕のため、需用費への予算組みかえのため減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、まちづくり活動推進会として、機織り機を活用したものづくりによる交流事業を行います落合児童館すみれ母親クラブと、地域のシンボルであります沢渡かやのき周辺の環境整備を通して地区民や観光等で訪れる方々の憩いの場の創出によるまちづくり事業を行う沢渡権現様の会の2団体を認定いたしましたので、補助金の補正をお願いするものでございます。

25節積立金でございますが、今年度の米軍実弾射撃移転訓練が終了いたしましたことから、特定防衛施設周辺整備交付金S A C O関係特別交付分の2次交付の内定があり、歳入とともに歳出について計上するものでございまして、その一部をあんしん子育て医療費助成事業に係る基金積立として3,190万3,000円を増額するものでございます。なお、学校教育用コンピューター等整備に係る基金積立金につきましては、平成25年度積み立てによる基金造成額で今年度から5年間のリース料の支払いが可能となったため、今年度予定をしておりました基金の積み増し額1,000万円を減額し、あわせて2,190万3,000円の補正をお願いするものでございます。

27節公課費につきましては、町民バスで使用していますマイクロバスが登録から18年経過により車検の際の自動車重量税が割増しとなることから、差額分の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

次に、7目の電子計算費であります。

14節につきましては、健康管理システムの更新に係るものであります。現在稼働しております健康管理システムは、昭和62年度からのシステムのバージョンアップや町独自のプログラムを加えながら今に至っているシステムであります。機器の製造中止や今行っております健康診断等のシステム支援サポートが打ち切りになることなどから健康管理システム等をパッケージ型のシステムに更新をするもので、新たなシステムにおきましては出生、成人、老人に至るまで生涯にわたる健康情報を蓄積し、個人、世帯、地域のあらゆる視点から健診データを分析し町民の健康管理を行おうとするものであります。今回の補正につきましては5カ年で総額5,935万7,000円になりますが、平成27年度の健康診断業務に合わせ平成27年2月から2カ月分の機械借上料197万9,000円及び先ほど申し上げました平成27年4月から平成32年1月までの債務負担限度額5,737万8,000円になるものであります。

次に、19節の負担金につきましては、社会保障番号制度いわゆるマイナンバー制度であります。これの施行に向け町の関係する情報システム等につきましては去る6月の定例議会で補正予算をご可決いただいておりますが、現在その整備を進めてお

るところであります。今回の補正につきましては、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を実施するため、各地方公共団体から特定個人情報の照会や提供を行う中間サーバプラットフォーム、中間サーバプラットフォームは地方公共団体情報システム機構が設置をするものであります。全国2カ所に整備を行う整備経費の負担金になるものであります。負担金額の算定につきましては、全都道府県、全市町村で人口規模での案分により算定されており、市町村の場合は1万人以下、10万人以下、30万人以下と6つの区分に分けられております。大和町の場合は10万人以下に該当し、負担金額は98万1,000円になるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

14目になります。諸費の自衛官募集事務費でございます。

9節につきましては職員の旅費でございます。

11節需用費につきましては、自衛官募集の懸垂幕を作成するということでの補正でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長高崎一郎君。

税務課長 （高崎一郎君）

それでは、資料、続きまして6ページ、2款2項徴税费1目税務総務費につきましては人件費の補正に要する経費でございますので、説明を割愛させていただきます。

次のページ、7ページ、中段でございます。

2目賦課徴収費23節償還金利子及び割引料でございますが、今回納付をいただいた町税の還付に不足を生じたので、還付加算金において50万円、還付金において1,700万円補増額補正をお願いするものでございます。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

2款5項1目統計調査費になります。統計調査費につきましては、全国消費実態調査及び経済センサス基礎調査、商業統計調査に伴う必要経費の補正をお願いするものであります。

1節の報酬につきましては各調査員の報酬を精査したところによる減額になるものであります。

3節職員手当につきましては職員の時間外手当であります。

8節報償費につきましては、全国消費実態調査記入者全部で24世帯ありますが、この24世帯に対する報奨金であります。

9節につきましては各調査員の費用弁償に要するもの、11節につきましては統計調査に要する消耗品等、12節役務費については郵送料になるものであります。

以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、民生費3款1項2目老人福祉費でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費繰入分でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

6目でございます。後期高齢者福祉総務費でございます。

23節でございます。償還金利子及び割引料についてでございますが、平成25年度に国庫負担金の返還金が生じてございます。これにつきましては後期高齢者医療制度、現在やっておりますが、それ以前の老人保健分の遺漏がありまして返還金が生じたも

のでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

3款2項児童福祉費保育所費でございます。

私立保育園運営費19節負担金補助及び交付金は、民間保育園が対象となります延長保育事業、特定保育事業、保育士等処遇改善臨時特例事業につきまして私立保育園2園の事業量が増加したことに伴います補正措置でございます。

10ページ、5目児童館費12節役務費につきましては、暖房器等の点検手数料と、保険料につきまして各児童館の来館者に対する保険料に不足が生じたためお願いするものでございます。

6目子育て世帯臨時特例給付事業費4節は臨時職員に対する社会保険料分の増加分でございます。

19節、臨時特例給付金につきまして、見込んでおりました給付対象者の増加がありましたことから100人分ということで100万円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時09分 休 憩

午後4時20分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、衛生費4款1項1目保健衛生費でございます。

11ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、歯科検診時の歯科医師の謝礼及びメンタルヘルス相談の講師謝礼でございます。

11節需用費につきましては、住民の方へ配布をいたします「明るく元気で生きたいわ 健康たいわ21プラン ダイジェスト版」の印刷製本費でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業が設置されましたこと、及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正省令が交付され、10月1日より水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化が実施されることによります費用でございます。11節需用費につきましては予防接種券及び乳がん検診等の検診手帳、検診クーポン券の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、乳がん検診等に係る通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、予防接種、乳がん検診等の委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。環境衛生費につきましては、再生可能エネルギー等導入事業費及び公害対策費でございます。

13節委託料につきましては、指定廃棄物最終処分場の候補地下原地区で実施いたしました振動測定の業務委託料でございます。振動測定は32万4,000円の業務委託料でしたが、不足分の5万4,000円の補正をお願いするものでございます。再生可能エネルギー等導入事業につきましては、今年度小野小学校の実施設計を計画しておりましたが、事業の期限であります平成27年度までの事業完了が困難となったため太陽光発電施設の整備を見送ることとし、240万9,000円を減額するものです。また、今まで補助金の配分がありませんでした吉田教育ふれあいセンターと落合教育ふれあいセンターが追加配分される見通しとなったため、2施設に係る実施設計費421万2,000円を増

額するものでございます。あわせて180万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

12ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費の3節職員手当等につきましては、農地中間管理事業の受託事務に係ります説明会や農家などからの相談事務に際しましての職員の時間外手当でございます。

11節需用費につきましては、農地中間管理事業の説明会等に使用いたします資料のコピー代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、ことし2月の大雪によりまして被災しました農業用ビニールハウスを復旧・再建する農家に対しまして補助したいものでございまして、6月の補正予算でお認めをいただいたところでございますが、共済組合から支払われました共済金につきまして国の取り扱いが改正になりましたことにより補助金の増額補正をお願いいたすものでございます。なお、被災しました農家につきましては32戸であります。加入しておりまして共済金を受けました農家は7戸となっております。

次に、6款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台都市圏職業訓練協会が5月27日に開催されました総会におきまして年内での解散が決定いたしましたことから、負担金の支出が不要となったことによりまして減額補正をお願いいたすものでございます。

次に、6款1項3目観光費の11節需用費につきましては、南川ダム湖畔のはなやか広場の屋根の雨漏りの修繕に係ります費用につきましてお願いをいたしたいものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、13ページをお開きになっていただきたいと思います。

7-1-1の土木総務費になります。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成並びに修正業務に要するものをお願いする者でございます。

続きまして、7-2-1の道路維持費になります。

7節の賃金につきましては、除雪の補助員に要するものをお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、融雪剤を小分けする袋並びに住民への除雪のお知らせをするチラシ9,800枚を印刷するものに充てるものでございます。

13節委託料につきましては、過去3年間の実績見合いの除融雪に要するものをお願いするものと、それから宮床の四辻線の道路ののり面が崩壊したことに伴い測量設計をお願いするものでございます。

それから、15節の工事請負費につきましては、町道の大崎三ノ関線の側溝修繕をお願いするものでございます。

16節原材料につきましては融雪剤の購入に充てるものでございまして、融雪剤の数量につきましては15トンとなったものでございます。

続きまして、7-2-2の道路新設改良費になります。

11節需用費につきましては、図面焼のロールを購入するものでございます。

13節委託料につきましては、流通平の町道、一番北側の路線になるのですが、路線名が流通平1号線、それから松坂平7号線、これはBWMの前の路線になるんですけども、この2路線の測量設計に要するものをお願いするものでございます。

続きまして15節工事請負費になります。これにつきましては、町道の蒜袋宮前線の道路改良、ここにつきましては舞野蒜袋線が大雨の際に冠水するものの迂回路として利用するための改良工事、それから防衛事業になりますが、2年前から継続しています天皇寺地区の排水路の整備に要するものに充てるものでございます。

続きまして7-3-1の河川費になります。

委託料につきましては、準用河川の妙ヶ沢川の水害対策に充てる測量設計費をお願いするものでございます。

続きまして7-4-2の下水道費でございますが、これは下水道事業特別会計に繰り出しをするものでございます。

同じく3目公園費、これにつきましては杜の丘1号公園、同じく杜の丘4号公園の複合遊具があるんですが、これの修繕に要するもの、それから南五福院のトイレ修繕に要するものを今回お願いするものでございます。

続きまして15ページをお開きになっていただきたいと思います。

7-5-1の住宅の維持管理費になります。

7節賃金につきましては、橋本住宅の側溝の清掃業務に要するものでございます。

続きまして11節需用費になります。これにつきましては、西原住宅のアパートがあるんですが、あそこの台所から出ています配水管が詰まっております、それに要するものをお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、今回15節で住宅の解体5棟をお願いするものでございますが、その5棟の水道廃止手数料の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては道下住宅ほか4棟の住宅の解体費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

8款1項5目災害対策費になります。今回の補正につきましては、石油製品利用促進対策事業費補助及びサウジLPガス支援基金補助事業を活用し、指定避難所であります町民研修センターに災害発生時の多様な電源確保を目的に災害対応型ガスバルク貯水槽の設置を行おうとするものであります。

資料がございますので、総務課危機対策室の資料をごらんいただきたいと思います。

まず1ページのほうであります。今回の発電機の工事の内容であります。大和町の公的避難所においては自家発電施設が少なく、まちづくり政策課において太陽光発電施設の導入を進めている状況にあります。平成25年度は庁舎に、平成26年度は保健福祉総合センターに、それ以降鶴巣防災センター、さらには小野小、宮床中、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターそれぞれに順次設置を予定しているところであります。しかしながら、町民研修センターへの設置は予定されていないこ

ともあり、災害発生時の多様な電源確保を目的に、災害型ガスバルクを使用した下記補助金を活用して災害時の電源確保を行おうとするものでございます。

まず補助金の申請でございますが、平成26年度の石油製品利用促進対策事業費補助金であります。中段以降、日本L Pガス団体協議会が国の補助金交付を得て石油ガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助し、災害発生時においてもこれらの施設等に対する石油ガスの安定供給を図ることにより電力確保ができるようにすることを目的とするものでありまして、補助対象経費についてはガスバルク等の設備購入及び設置工事費、補助率は2分の1で上限が500万円となっているものであります。

2ページのほうをお願いいたします。

さらに、サウジL Pガス支援基金の補助金のほうであります。サウジL Pガス支援基金につきましては、全国L Pガス協会が平成23年にサウジアラビア王国から東日本大震災の被災地支援としていただいた約16億3,000万円を原資として創設したものでありまして、基本的には石油製品利用促進対策事業補助金と同じ考えであります。平成25年度からこのサウジL Pガス災害支援基金を使い災害対応型バルク貯水槽等を導入することを支援し、災害発生時におけるライフラインの機能確保を目的にしておるものであります。なお、この補助金につきましては東日本大震災の3県、岩手県、宮城県、福島県に限っての申請が可能となるものであります。

補助対象経費並びに補助率については前段と同じ状況であります、上限が250万円となっているものであります。

今回の事業補助の概要であります、採択の状況であります、石油製品等の補助金に関しましては363万3,725円、サウジL Pガスにつきましては250万円がそれぞれあったものであります。合計613万3,725円となるものであります。

事業の概要につきましては、災害型ガスバルク、これは500キログラムのモデルが1基、それからL Pガスの発電機9.9キロワットであります、これを1基、照明ユニット関係については防災用LED型の作業灯1セット、さらにこのガスバルク等を囲いますフェンスの設置工事並びにガス管の設置工事、消火器等が含まれるものであります。

3ページにつきましては設置箇所の位置図であります。国道457号線、自衛隊のほうから来まして研修センターの入り口からすぐの倉庫の脇の場所に設置をするものでございます。

4ページにつきましてはその概要であります、箇所におきましては災害時のガスバルク並びに非常用発電機を設置し、電源の切りかえをして事務室内での分電盤での

操作を行うものであります。さらにガス管につきましては1階を通して、ちょうど1階のトイレのほう、ここに現在ガスボンベがあるんですが、ここから2階の調理室のほうにガス管が行っております。その2階に行くガス管につなぐまでのガス管の設置工事になるものであります。

事項別のほうに戻っていただきまして、15節につきましてはただいま申し上げました内容の設置、それから12節につきましては補助申請等の関係図書の作成手数料になるものであります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

9款1項2目事務局費でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金につきましてでございますが、これは生徒数の増加に伴います黒川郡中学校体育連盟の負担金の不足分の補正をお願いするものでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。

13節委託料につきましては、小学校におけます除雪の業務を委託する費用の補正をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費3目施設整備費でございます。

11節需用費につきましては、小野小学校プログラムタイマーの修繕をお願いするものです。それから、小学校FF暖房機、さらに宮床小学校ガス漏れ警報器、鶴巣小学校プールろ過装置、それぞれの修繕の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣小学校FF暖房機修繕工事について費用補正をお願いするものでございます。

次に、4目小学校建設費でございます。

18節になりますが、こちらは小野小学校校舎増築に伴う備品購入の費用の補正をお願いするものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

13節委託料につきましては、中学校における除雪業務を委託する費用の補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、中学校総合体育大会、中体連におきまして県大会を突破し東北大会へ出場した2名の生徒への補助金の補正をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。

11節需用費でございますが、中学校のFF暖房機修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

続きまして社会教育総務費でございます。

1目社会教育総務費でございますが、2節、3節、4節につきましては人件費の調整分でございます。

17ページをお願いいたします。

次に、2目公民館費でございます。

19節負担金補助及び交付金29万9,000円でございますが、青年団に対する補助金でございます。これはことしの6月1日日曜日に大崎市の岩出山文化会館におきまして宮城県の青年文化祭が開催されましたが、青年大会部門の合唱の部で最優秀賞を受賞いたしました。また、体育の部におきましては8月23日と24日に開催されておりますが、県内でのエントリー数が少ないために、直接11月7日から開催されます全国大会に県代表ということで参加することになりました。その一部補助とするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

11節需用費でございますが、こちらは吉田教育ふれあいセンター体育館の水銀灯の修繕に要する費用の補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、小中学校と同じく各教育ふれあいセンターにおける除雪業務の委託の費用の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

次に、9款5項1目保健体育総務費でございますが、人件費の調整分でございます。

次に、4目総合運動公園管理費でございます。

11節需用費209万4,000円につきましては、施設の保守点検の中で今年に入りまして保守点検のほうから指摘を受けたものでございまして、全部で5カ所の修繕費用でございます。内訳といたしまして、暖房給湯用のボイラー修繕、浄化槽のエア管の修繕、空調自動制御器モーターの修繕、エレベーターの停電用のバッテリー修繕、そして防火シャッターの開閉装置の修繕、以上5カ所の修繕を予定したものでございます。

18ページになります。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費でございます。

11節需用費6万1,000円につきましては、テニスコートに照明灯がございまして、その中の1基のバッテリーの消耗による交換費用でございます。

以上でございます。よろしくお願申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

11款公債費であります。土地開発資金としまして貸し付けを行っていた大和流通株式会社より償還があったもので、臨時に繰り上げて国に返還する償還金2,962万円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。

議案第57号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,529万1,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の繰り入れでございます。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金のうち、今回歳出見合いで見込んだものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては人件費の調整でございます。

続きまして、3款諸支出金1項2目償還金につきましては、平成25年度の介護給付費等の国・県からの交付金額が確定しましたことに伴います国・県への償還金でございます。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては人件費の調整でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは議案書の67ページをお開き願います。

議案第58号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,898万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の34ページの歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出見合いの財源の調整によります減額の補正でございます。

次に35ページの歳出でございます。

1款1項下水道管理費1目一般管理費3節職員手当等、4節共済費につきましては、人件費の調整による補正でございます。

2項下水道建設費1目建設費につきましては、下水道単独事業費の人件費の調整による補正でございます。

2款の公債費1項2目利子の23節償還金利子及び割引料につきましては、利子の確定によります減額の補正をするものでございます。

以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

議案第59号 指定管理者の指定について説明を申し上げます。あわせまして別紙の議案第59号関係資料もご用意いたします。

指定管理者の指定について。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

記としまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、(1)でございますが、大和町総合運動公園、総合体育館、陸上競技場、テニスコート、多目的広場が入ります。(2)大和町体育センター、(3)大和町武道館、(4)仙台北部中央公園、ダイナヒルズ野球場、テニスコート、多目的広場が入ります。

2としまして指定管理者となる団体の名称でございますが、ミズノスポーツサービ

ス株式会社、3としまして指定の期間でございますが、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。これにつきましては関係資料に基づきまして再度ご説明を申し上げます。

資料のほうでございますが、1の指定管理の対象につきましては、表に示す全部で4カ所9つの体育施設になります。

2に移る前に概略をもう少し詳しく報告させていただきます。ことしの3月議会にて条例改正によります指定管理者制度の導入につきまして議会の皆様のご承認をいただいたわけでございます。全員協議会でスケジュール等の説明を行いました。その後、6月に入りまして具体的に事務推進を図ってきたわけでございます。早速6月2日に参加申込受付を行いましたところ、2社の申し込みがありました。7月7日には実際に応募書類の提出がありましたので、各審査員に書類審査をお願いし、7月31日、プロポーザルを実施いたしました。

結果から申し上げますと、2に示すミズノスポーツサービス株式会社さんが得点が他社を上回りまして、議会承認の権利を受けたということになります。

3としまして、指定期間につきましては平成27年4月1日から5年間ということでございます。

4の募集方法につきましては、公募での募集ということでございました。

募集期間につきましては6月2日から7月7日までの期間で実施をいたしました。

6としまして、応募団体につきましてはミズノスポーツサービス株式会社さんと、他社につきましては得点などの報告もさせていただきますので、A団体というように表現をさせていただきます。ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

7としまして指定管理者の選定委員会のメンバーについてでございますが、公の施設の制度運用取扱要綱第6条の選定基準というのがございまして、審査員の基準として町外から3名以上を原因となる課より推薦をするというふうになっておりますので、生涯学習課といたしまして、社会教育部門からまず町民代表といたしまして社会教育委員会の会議議長であります高橋榮次議長を推薦させていただきました。それから2人目としまして民間スポーツ部門ということで、大和町によく精通し、かつ大和町に貢献をしている団体もしくはその個人というふうに設定をいたしまして、総合体育館でトレーニング教室というのを毎年実施しているわけでございますが、その講師を15年以上務めてもらっている株式会社マルシンク代表の取締役でなおかつ仙台リゾートスポーツ専門学校の先生をしておりました薄井 啓さんを2人目として推薦させていただきました。それから3人目としまして、県内での指定管理者としての豊富な経験

を有する団体の代表もしくは個人というふうの設定をいたしまして、県内で初めて指定管理者となられました多賀城市の体育協会会長でございます阿部福次会長を3人目という形で推薦申し上げまして、選定委員会より承認をいただいて、合計10名での審査をさせていただいたわけでございます。

8の選定経過については朗読をさせていただきます。大和町体育施設等の指定管理者を公募したところ2団体から応募がありまして、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき選定を行いました。選定に当たりまして条例に基づく選定基準・審査基準を定め、指定管理者候補者選定委員会において応募団体からの書類審査及び応募団体からの説明に対しての面接での審査を実施いたしました。書類審査、面接審査をもとに、この書類審査と面接審査につきましては10分ずつ合計20分の時間でございますが、それをもとに各委員が審査基準によりまして総合的な評価を行い、その評価点が最も高い者を指定管理者の候補者として選定をさせていただいたところでございます。

9としまして評価結果でございますけれども、評価項目として評価点、要素点とありますが、この評価点につきましては視察研修をしていたときの参考にさせていただいた項目でございます。配点としましては125点。それから要素点ということで、これは大和町独自の設定項目ということで考えてみました。1つは職員雇用計画、大和町内での雇用計画をどういうふうにするのか。それから2番目としまして地元のスポーツ団体等の支援育成実績、これについては大和町の体育協会、それからスポーツ少年団等があるわけでございますが、そういったような団体への支援育成といったような考え方。それから3番目としましては、大和町スポーツ振興・普及及び利用者への還元に対する提案ということで、この辺の斬新な提案といった内容を加点15点ということで、合計140点満点で審査をさせていただきましたところ、ミズノスポーツサービス株式会社さんが111.3点、A団体につきましては98.8点ということで、このような結果になったわけでございます。

10としまして指定管理料でございますが、1年間につき6,750万円を基準額とするということでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継

続したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

70ページになります。お願いいたします。

議案第60号でございます。字の区域をあらたに画することについてであります。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとするものでございます。

資料については2種類用意させていただきました。先に別紙のほうから説明を申し上げたいと思いますので、別紙の1ページのほうをお開きいただきます。

今回の吉岡南第二土地区画整理事業に係ります町関係機関の協議の経過の内容についてまず説明をさせていただきます。

7月7日に吉岡南第二土地区画整理組合より大南二区発第2259号で字界、字名変更の申請がございました。南第二土地組合から提案された内容につきましては、洞掘川より北側で歴史と由緒ある天皇寺の東側地区を吉岡天皇寺東、洞掘川より北側で吉岡南三丁目の西側地区を吉岡南三丁目、洞掘川より南側で町道高田杉ヶ崎線を境として東側を吉岡中央一丁目、西側を吉岡中央一丁目として提案された内容でございました。これを受けまして庁内での検討、それから職員へのアンケート等を含めまして政策会議で町の案を定めたものであります。町の案としましては、吉岡天皇寺東と吉岡南三丁目につきましては組合の考えを受け入れるほか、吉岡中央とは別に吉岡南四丁目、吉岡南五丁目、さらにはまほろば南一丁目、まほろば南二丁目の案を7月28日の吉岡地区選出議員の皆様並びに吉岡地区の区長会、区長の皆様、そして吉岡南第二町内会の会長さん、高田地区の区長さんとの意見交換を行ったところでございます。この意見交換の中では各委員の皆様からいろいろな意見をいただいたところでございました。意見の中には吉岡中央は吉岡の一番南側に位置しているのに違和感を覚えるというようなものもございました。南に中央とはおかしいのではないかというようなご意見もあったところでございます。さらに南三丁目からの続きで四丁目、五丁目でもいいのではないかと、新しい区画整理で始まったのでまほろば南一丁目、二丁目でもいいのではないかとというようなこと、さらには町内会の会長のほうからはまほろばタウン吉岡南で組合側で売り出しているの、町内会ではまほろばタウンとして購入した人もい

るといような話をいただいたところでもあります。吉岡南四丁目とした場合、四丁目のところでは死に番というんでしょうか、嫌うような番号が出てくるのではないかといようなこともございました。また別な意見としては、区域を国道4号まで広げてはどうかといような意見もあったところがございます。このほか南第二組合側の総代会が7月8日に開かれたんですが、総代会の中でも吉岡中央とした場合には吉岡中心旧市街地より反対意見があるのではないかと、中央と聞くと真ん中のイメージがあるが、図面で見ますと中央の北側に南が来るような形になる、さらには地図などでのわかりにくさが出てくるのではないかと、行政区新町名については住民の皆様の意見を聞いてはどうかといような意見もあったところがございます。これらをもとに8月8日、吉岡南第二土地区画整理組合との協議を行ったところがございます。

2ページのほうをお開きください。

まず吉岡天皇寺東並びに吉岡南三丁目につきましては組合の提案の中でのところで妥当といふような形になったところがございます。吉岡天皇寺東につきましては由緒ある天皇寺の東側にあるのでわかりやすいといふところ、それから南三丁目では既に町内会のほうにくみしているといふようなこともございまして吉岡南三丁目といふようなことでもございました。吉岡南四丁目、五丁目、さらにはまほろば南一丁目、二丁目につきましてはそれぞれ協議を行いました、まず吉岡天皇寺、吉岡南三丁目については先ほど申し上げたとおりで妥当であるといふようなこと、吉岡中央につきましては吉岡南の南に中央といった点や吉岡の商店街の一番南側が中央といった考えではどうなのかと、違和感があるのではないかといふようなこと、さらには南三丁目、四丁目については今回の吉岡南第二土地区画は新たな区画整理事業であるから連続性はなく、新たな町名でもいいのではないかといふようなことがありました。これらのことからまほろばタウン吉岡南として販売・PRをし、住民の方々もまほろばタウンとした名称で購入したこともあり、町内会長の意見の賛同からもまほろば南一丁目、二丁目としたものであります。まほろば南一丁目につきましては町道高田杉ヶ崎線から東側、役場のある箇所をまほろば南一丁目、西側をまほろば南二丁目とするものでもございます。

続きまして、別添資料のほうをお開きいただきたいと思っております。

今回の字界決めの関係での1ページは新旧対照表になるものであります。吉岡天皇寺東、まほろば南一丁目、まほろば南二丁目、さらには吉岡字天皇寺、2ページですが、吉岡南二丁目、吉岡南三丁目それぞれ画する変更前の字名が書いてございます。

3ページにつきましては、南第二土地区画整理事業の位置図であります。全体の施

工面積68.19ヘクタールで、施工期間が平成13年度から平成27年度になるものであります。

4ページにつきましては、今回の字名を画することに伴いそれぞれ変更となる箇所を図であります。赤字が新しく新字名をつけるもの、吉岡天皇寺東、まほろば南一丁目、まほろば南二丁目であります。赤線と青線はそれぞれの区域の違いになっておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思ひます。

まず71ページであります、新たに画する字名に含まれる地番でございます。吉岡天皇寺東に含まれる字名については吉岡字車堰、吉岡字台ノ下、吉岡字天皇寺、吉岡字西車堰、吉岡字西桧木、吉岡字柳ノ町。

続いて72ページですが、吉岡字西桧木、吉岡字柳ノ町、吉田字北谷地、吉田字北要害、さらには吉田字高田、吉田字高田東がまほろば南一丁目に係る部分でございます。まほろば南二丁目につきましては、吉岡字北六角、吉岡字熊野下、吉岡字西柿木並びに東柿木、吉岡字柳ノ町、吉岡南三丁目、吉田字高田、吉田字高田西、吉田字八反田下、吉田字東五福院。これらが新たに画する区域に含まれる地番等でございます。

74ページでございます。

議案第61号 字の区域を変更することについてであります。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域を別紙のとおり変更するものであります。

75ページであります。

変更する字名が、吉岡字天皇寺、これにつきましては吉岡字柳ノ町、吉岡南二丁目につきましては吉岡字石川裏、吉岡字西柿木、吉岡南三丁目につきましては吉岡字石川裏、吉岡字石川北、吉岡字石川南、吉岡字北六角、吉岡字熊野下、吉岡字熊野中。

76ページであります。

南三丁目のほうにつきましては、吉岡字西柿木、吉岡字東柿木、吉岡字柳ノ町が含まれるものであります。

続きまして77ページの議案第62号にかかります。

大和町行政区設置条例の一部を改正する条例であります。

大和町行政区設置条例の一部を次のように改正するものであります。

第2条中吉岡南三丁目区の次に「、まほろば南二丁目区」を加えるものであります。

新旧対照表がございすが、2ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

旧の吉岡南三丁目区の後に新たに「、まほろば南二丁目区」を追加するものであり

まして、これで行政区全体では62番目の行政区になるものであります。

吉岡南第二町内会の内容であります。吉岡南第二町内会につきましては平成26年3月29日に町内会の設立総会が開かれ、町内会が4部20班体制でスタートされております。また、町内会行事として7月13日に西柿木公園で町木モミジを含む5本の記念植樹と公園内の清掃活動を約130名の参加でもって発足の記念植樹会が行われたものであります。現在の吉岡南第二町内会の8月31日現在ですが、207世帯586人が現在の状況になっております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、8日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時07分 延 会